

令和6年度

鳥取市包括外部監査 結果報告書

「教育委員会に関する事務の執行について」

鳥取市包括外部監査人

税理士 田中 幸一郎

目次

第1章 監査の概要	1
第1 監査の種類	1
第2 選定した特定の事件名	1
第3 監査の対象とした理由	1
第4 監査の対象期間	1
第5 監査の視点	2
第6 監査の方法	2
第7 監査の日程等	2
第8 包括外部監査の実施者	3
第9 利害関係	3
第10 その他	3
第2章 監査の対象	4
第1 概要	4
第2 監査の対象部署及び所管事業	8
第3章 監査の結果	21
第1 概要	21
（1）指摘事項及び意見について	21
（2）指摘事項及び意見の件数	21
（3）指摘事項及び意見の総括	21
ア 教育委員会事務局	21
イ 小・中・義務教育学校	25
第2 指摘事項及び意見の内容	30
（1）各事業における指摘事項及び意見	30
ア 教育委員会事務局	30
学校維持補修費（小学校・通常）	30
オンライン語学指導事業費	32
児童生徒交流体験事業	33
学校教育活動支援事業費	34
自立と創造の学校・学園づくり推進事業費	37
総合教育センター運営事業費	38
教育用コンピューター活用事業費	41
学校管理事務費（小学校）	45
備品整備（学校給食センター）	45
市体育協会等運営費補助金	47

体育施設等省エネルギー改修事業費	48
指定文化財補助金	50
歴史博物館管理費	53
イ 財産の管理	55
財産の概要	55
固定資産台帳について	56
備品台帳について	60
(2) 学校における指摘事項及び意見	66
ア 共通事項	66
公費外会計について	66
備品等について	73
イ 小・中学校	78
東中学校	78
南中学校	82
北中学校	84
湖東中学校	85
桜ヶ丘中学校	87
中ノ郷中学校	91
稲葉山小学校	93
城北小学校	94
美保小学校	94
面影小学校	96
湖山小学校	98
浜坂小学校	99

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件名

教育委員会に関する事務の執行について

第3 監査の対象とした理由

A I（人工知能）やクラウドなどに代表されるデジタルテクノロジーの著しい発達により、我々の生活に関わる様々な事象は、平成における30年間とコロナ禍を経た令和以降の今後の30年間では、これまでの想定を超えるスピードで変容していくと考えられる。それは、教育分野についても例外ではない。

そのような中、少子高齢化問題に拍車をかける形で、都市圏への人口集中・地方での人口減少が急加速し、地方における社会生活維持への危機感はこれまでになく高まっている。今後の地方において、その厳しい環境に耐えながら、柔軟かつたくましく生きていく人材の育成は、まさに学校における教育に委ねられているところであり、これからの教育行政の重要性和要求水準は一層高まると思慮する。

鳥取市の令和6年度における教育費の当初予算は約77億円であり、一般会計当初予算1,074億円の約7%を占める。主要な歳出項目の一つとなっていることもあり、その予算が、児童・生徒の教育のみならず、教職員の働き方改革や施設の老朽化など、学校現場が抱える諸問題に対し、どのように活用されているか、また、GIGAスクール構想の定着化により導入された機器等の将来への投資財産は、現在学校現場でどのように活用・保全され、児童・生徒の教育に役立てられているかなど、教育委員会に関する事務の執行については、保護者のみならず、市民にとって関心があるテーマの一つと考える。このことから、公金の執行が法規に則り適正かつ有効に運用されているかにつき監査を行うことで、教育行政の基盤維持に貢献したいと考え、本監査のテーマとした。

また、各学校には独自の制度として保護者から徴収した学校徴収金の制度が存在する。これは、保護者から見れば公金に近いものでありながら、監査の目が行き届きにくく、この学校徴収金につき、合規性・適正性に加え、不正防止の視点を持って監査することは、教育行政の信頼の維持確保に資するものであると感じた。

これらの理由により、「教育委員会に関する事務の執行」を監査テーマに設定した。

第4 監査の対象期間

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）を監査対象としているが、必要に応じて過年度についても監査の対象とした。

第5 監査の視点

地方公共団体の包括外部監査は、独立した立場の包括外部監査人が主として財務に関する事務の執行を監査し、教育行政の信頼性を確保することを目的としたものである。ついては、法令、条例、規則等への合規性のほか、監査対象である小・中・義務教育学校の特性を踏まえ、学校現場における事務管理体制についても、不正防止の観点から重要事項と捉え、監査を実施した。

第6 監査の方法

教育委員会に関する事務の執行に関し、次の方法により監査を実施した。

- 1 教育委員会事務局が所管する事業（一定のものを除く）について、事業を所管する部署に「個別調査票」の作成及び提出を依頼
- 2 1の「個別調査票」に基づき、事業を所管する部署に対しヒアリングを実施
- 3 2のヒアリング実施後、事業の関連資料の提出を依頼。閲覧の上、分析及び照合を行い、事業を所管する部署に対し質疑応答（書面又は口頭）を実施
- 4 任意の小・中学校への訪問調査を行い、資料の閲覧と関係者からのヒアリングを実施

第7 監査の日程等

内容	実施日
監査テーマ選定に係る予備調査 （鳥取市総合教育センター、生涯学習・スポーツ課、生活環境課、環境保全課、行財政改革課）	令和6年 5月27日
監査テーマ選定に係る予備調査 （教育総務課、観光・ジオパーク推進課、企業立地・支援課、経済・雇用戦略課、まちなか未来創造課、資産活用推進課、財産経営課、危機管理課、学校教育課、学校保健給食課、文化財課）	令和6年 5月28日
監査テーマ決定及び通知 （鳥取市監査委員）	令和6年 6月26日
監査対象部署への監査対象の概要ヒアリング （学校教育課、学校保健給食課、文化財課、教育総務課、生涯学習・スポーツ課）	令和6年 7月29日
関係資料の閲覧、所管課への質疑応答の開始	令和6年 8月1日
学校への訪問調査 （浜坂小学校、中ノ郷中学校、東中学校、稲葉山小学校）	令和6年 9月17日

	～ 令和 6 年 9 月 26 日
学校への訪問調査 (桜ヶ丘中学校、北中学校、城北小学校、美保小学校、湖山小学校、 南中学校、面影小学校、湖東中学校)	令和 6 年 10 月 21 日 ～ 令和 6 年 11 月 5 日
監査対象部署への事業詳細ヒアリング (学校保健給食課、生涯学習・スポーツ課)	令和 6 年 11 月 18 日
監査対象部署への事業詳細ヒアリング (学校教育課)	令和 6 年 11 月 26 日
監査対象部署への事業詳細ヒアリング (教育総務課、文化財課)	令和 6 年 11 月 27 日
監査報告書 原案提示	令和 6 年 12 月 11 日
監査報告書 原案に係る意見交換及び調整 (鳥取市総合教育センター、教育総務課、検査契約課、出納室)	令和 6 年 12 月 25 日
監査報告書 提出	令和 7 年 1 月 9 日

第 8 包括外部監査の実施者

外部監査人 税理士 田 中 幸一朗
外部監査人補助者 税理士 西 川 退 助
 税理士 下 浦 正 臣

第 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第 10 その他

監査報告書中の金額の表示は、特に記載のない限り、消費税及び地方消費税を含んだ金額とする。また、各小・中・義務教育学校の表記については、特段に記載のない限り、その名称から「鳥取市立」を省略した。

第2章 監査の対象

第1 概要

(1) 鳥取市における教育行政に係る取り組み

◇「第2期鳥取市の教育等の振興に関する大綱（令和3年4月）」について

市は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育の振興に関する施策について、その目標や施策の根本となる方針として「第2期鳥取市の教育等の振興に関する大綱（令和3年4月）」を定めている。これは、第11次鳥取市総合計画（基本計画の期間：令和3年度～令和7年度）等との整合性を図りながら、市の教育・学術・文化及びスポーツの振興に関する施策について、目指すべき将来像を示すとともに、総合的かつ体系的に推進するための基本的な方針となるものであり、計画期間は、第11次鳥取市総合計画の期間との整合性を図るため、令和3年度から令和7年度までの5年間でされている。

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

【基本方針】

“ふるさとを思い 志をもつ人づくり”を進め、“夢と希望に満ちた次代”を“ひらく”！

I. 教育の充実を図りその質を高めます！（知を開く）

- (1) 社会を生きぬく力を育む教育の推進
- (2) すべての子どもの学びの保障の充実
- (3) 充実した教育環境の推進

II. 郷土を愛し、豊かな心を育む学びの環境を築きます！（徳を啓く）

- (1) 生涯にわたり、心豊かに学び育つことができる環境の充実
- (2) 持続可能な地域づくりを支える社会教育の推進
- (3) 歴史と文化が息づくふるさとの創生
- (4) 親しみのある読書環境づくりの推進

III. 未来を創造する健やかな体を育みます！（体を拓く）

- (1) 子どもの健全な食生活と学校保健の推進

(2)すべての市民がいつでも親しむことのできるスポーツ活動の振興

◇「第2期鳥取市教育振興基本計画（令和3年4月）」について

市は、教育の目標や施策の根本となる「第2期鳥取市の教育等の振興に関する大綱」に定められた基本方針について、より具体的な方向性を示すものとして「第2期鳥取市教育振興基本計画（令和3年4月）」を定めている。計画は、「第2期鳥取市の教育等の振興に関する大綱」が示している基本方針とその推進政策に沿い、これから歩むべき教育の方向性について、「現状と課題」「基本的な考え方」「具体的な取組」「指標・目標」を明確に示しているものである。計画期間は、「第11次鳥取市総合計画」や「第2期鳥取市の教育等の振興に関する大綱」期間との整合性を図るため、令和3年度から令和7年度までの5年間とされている。

◇G I G Aスクール構想について

G I G Aスクール構想とは、全国の小・中学校などの教育現場のデジタル化を目指し、文部科学省が令和元年に提唱した取り組みである。

背景には、先進国に情報通信技術（I C T）を活用した教育が進む一方、日本は出遅れており、かつ自治体間の格差も大きいと、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のI C T環境整備が急務であると国が示すことになったことがある。このため、児童・生徒に対し、1人1台の端末及び高速通信ネットワークの整備を行い、並行してクラウド活用の推進、I C Tの整備調達体制の構築、利活用事例の普及等を進めることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、後世に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることが必要とされ、当該構想が提唱された。

なお、鳥取市におけるG I G Aスクール構想の取り組みについては、令和2年度から、次の整備がなされている。

※G I G A(ギガ)…Global and Innovation Gateway for All の略（文部科学省）

鳥取市におけるG I G Aスクール構想の主な取り組み

校内通信ネットワーク整備	・校内無線L A N整備（令和2年） ・電源キャビネット整備（令和2年） ・校内無線L A N追加整備（令和4年～） ・モバイルW i - F i ルーター整備（令和4年～）
児童生徒1人1台端末整備	・i P a d（令和2年）
教員用端末整備	・i P a d（令和2年） ・i P a d追加（令和4年～）
周辺機器整備	・大型モニター用接続アダプタ（令和2年） ・大型モニター等拡大提示装置追加整備（令和2・3年） ・電子黒板等大型提示装置追加整備（令和4年～）

e ラーニング教材の導入	・e ラーニング教材「すらら」(令和2年) ・e ラーニング教材「タブレットドリル」(令和3・4年) ・e ラーニング教材「ミライシード(ドリルパーク)」(令和5年)
G I G Aスクールサポーター、G I G Aスクール運営支援センター	・I C T環境整備設計等委託業務(令和2年) ・ヘルプセンター業務(令和3年) ・鳥取市G I G Aスクール運営支援センター業務(令和4年～)
通信装置(カメラ・マイク)整備	・カメラ・マイク整備(令和2年)
W i - F iによるインターネット接続環境整備費助成金等	・インターネット環境のない家庭への初期整備費支援(令和2年～) ・準要保護家庭への通信費補助(令和3年～)

◇近年における鳥取市教育委員会における動き・トピックス

(「鳥取市教育委員会10大ニュース」より抜粋)

令和5年

1. 鳥取市教育委員会ポータルサイト開設
2. 鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第1次方針策定
3. 気高地域の小学校の新設統合についての基本方針定まる
4. アフターコロナの学校生活へ
5. 鳥取市民体育館エネトピアアリーナリニューアルオープン
6. 鳥取城大手門渡櫓門 上棟式
7. 豪雨・台風により学校に大きな影響
8. 「荒天時等における気象警報等発表時の学校の対応」の見直し図る
9. 「第一期学校給食センター整備計画」の策定
10. 重要文化財仁風閣 大規模修繕へ

令和4年

1. 江山学園竣工
2. 体験的学習活動等休業日を導入
3. 放課後児童クラブの普通教室の共用の実証実施始まる
4. 「鳥取市学校教育情報化推進計画」の策定
5. 「鳥取市学校給食センター整備基本計画」の策定
6. 文化財保護のマスタープランとなる歴史文化基本構想策定
7. 惜しまれつつサイクリングターミナルが閉館

8. 市立図書館開館 40 周年
9. 鳥取市読書バリアフリー計画の策定
10. 鳥取市電子図書館がスタート

令和 3 年

1. 鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針を策定
2. 鳥取市 G I G A スクール構想 1 人 1 台端末を活用した学習がスタート
3. 第 2 期「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」及び「鳥取市教育振興基本計画」を策定（4 月）
4. 史跡鳥取城跡中ノ御門表門が竣工
5. さじアストロパークで発見した小惑星が「星取（hoshitori）」と命名
6. 東京オリンピック聖火リレー！57 年ぶりに本市で実施
7. 「鳥取市総合教育センター」に生まれ変わる！
8. 新型コロナウイルスワクチン職域接種を実施
9. 「用瀬の流しびな」が国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選ばれる
10. 学校施設開放「スマート予約システム」がスタート

（2）教育委員会及び事務局

◇教育委員会について

教育委員会は、主として教育の政治的中立性と教育行政の安定を図るという観点から、地方公共団体の教育行政を担当するために設置された合議制の執行機関である。

（教育委員会制度の特性）

I 首長からの独立性

行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保する。

II 合議制

多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

III 住民による意思決定（レイマンコントロール）

住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現する。

鳥取市教育委員会は教育長と 4 人の教育委員（非常勤）をもって構成され、教育長及び委員は議会の同意を得て市長が任命する。

教育長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。また、教育委員会

で決定された方針、方策を実施するため、事務局を指揮監督し、学校教育、社会教育、スポーツ、文化財の保護などの教育に関する事務を執行する。

第2 監査の対象部署及び所管事業

(1) 教育委員会事務局

教育委員会事務局における部署とその事務分掌は、次のとおりである。

ア 部署一覧

教育総務課	総務係
	学校施設係
校区審議室	
学校教育課	学務係
	放課後児童支援係
	指導係
	特別支援教育係
鳥取市総合教育センター	研修企画係
	児童生徒支援係
学校保健給食課	学校保健・支援係
	学校給食係
	校務支援係
文化財課	保存整備係
	鳥取城整備推進係
生涯学習・スポーツ課	生涯学習係
	スポーツ振興係
	施設係
少年愛護センター	
さじアストロパーク	
国府町分室	
福部町分室	
河原町分室	
用瀬町分室	
佐治町分室	
気高町分室	
鹿野町分室	
青谷町分室	

イ 事務分掌

部署		所掌事務	
教育総務課	総務係	教育委員会会議、関係市費職員人事・給与、予算及び経理の総括、例規等の制定改廃、統計調査、公印管守、理科教育等設備整備	
	学校施設係	学校施設の計画・管理・営繕	
	校区審議室	校区審議会	
学校教育課	学務係	学校関係支払・契約事務、就学事務	
	放課後児童支援係	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の管理運営	
	指導係	学校経営・学校教育の指導、教職員の人事・服務、教科書採択	
	特別支援教育係	特別支援教育（教育課程・入級）	
	鳥取市総合教育センター	研修企画係	教職員研修、G I G Aスクール構想
		児童生徒支援係	不登校対策、児童生徒の支援・生徒指導
学校保健給食課	学校保健・支援係	就学援助、奨学金、学校保健、学校安全	
	学校給食係	学校給食の管理・運営・実施	
	校務支援係	学校徴収金会計業務	
文化財課	保存整備係	文化財の保護、埋蔵文化財の調査指導、文化財展示施設等の管理運営	
	鳥取城整備推進係	鳥取城跡の保存・整備、歴史文化遺産の調査、登録文化財関連業務、文化財の整備	
生涯学習・スポーツ課	生涯学習係	社会教育の推進、生涯学習のための各種講座の運営、社会教育施設の運営、社会教育団体の育成、青少年教育の振興、少年愛護センターの運営	
	スポーツ振興係	生涯スポーツの普及・推進、社会体育の企画・指導、スポーツ団体の育成、体育行事の計画・実施、キャンプ地誘致	
	施設係	社会教育施設及び社会体育施設の管理・運営・整備、所管施設の経営方針検討	
	少年愛護センター	青少年の健全育成と非行防止・パトロール活動	
	さじアストロパーク	さじアストロパークの運営・天文研究・天文学習機会の提供	

ウ 教育委員会所管事業

教育委員会事務局が所管する令和５年度における事業のうち、予算が１００万円以上のものは次のとおりである。なお、人件費や委員謝金などの事業については、今般の監査対象外としている。

◇教育総務課

(単位：円)

事業名	予算額	決算額
教育委員報酬	2,712,000	2,712,000
職員費（教育総務課、学校教育課）	297,045,000	295,627,353
事務局運営費（教育総務課）	1,150,000	1,038,200
職員費（特別職）	14,597,000	14,543,348
会計年度任用職員報酬（教育総務課）	2,435,000	2,393,101
鳥取市立学校区再編推進事業費	24,045,000	23,615,419
小中学校空調設備整備事業費 （令和５年度国１次補正）	199,281,000	0
学校施設環境整備事業費 （コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）	42,815,000	4,466,000
小学校会計年度任用職員報酬	105,467,000	105,179,038
通信費（小学校）	14,010,000	13,978,479
光熱水費（小学校）	280,600,000	240,463,720
学校維持補修費（小学校・通常）	81,761,000	81,452,156
学校維持補修費（小学校・大規模）	103,390,000	41,970,400
一般管理事務費（小学校）	5,100,000	4,872,467
学校管理経費（小学校）	101,645,000	100,053,462
通学路除雪用小型除雪機管理費（小学校）	2,842,000	2,831,858
校舎外壁改修事業費	2,896,000	1,769,020
教材費（教育総務課・小学校）	73,861,000	73,137,542
理科教育等設備整備費	3,607,000	3,444,880
学校図書購入費（小学校）	13,532,000	13,529,610
特別教室等整備費（小学校）	6,608,000	4,201,442
大規模改造事業費（小学校）	114,864,000	107,429,300
小学校大規模改造事業費 （令和５年度国１次補正）	147,941,000	0
中学校会計年度任用職員報酬	34,548,000	34,347,175

通信費（中学校）	6,583,000	6,530,879
光熱水費（中学校）	136,639,000	109,162,680
学校維持補修費（中学校・通常）	25,815,000	25,568,857
学校維持補修費（中学校・大規模）	27,148,000	9,484,500
一般管理事務費（中学校）	2,141,000	2,020,102
学校管理経費（中学校）	43,260,000	42,480,588
教材費（教育総務課・中学校）	48,181,127	46,986,078
理科教育等設備整備費	2,564,873	2,477,264
学校図書購入費	11,490,000	11,489,256
特別教室等整備費（中学校）	12,853,000	10,164,110
大規模改造事業費（中学校）	505,257,000	361,475,606
中学校大規模改造事業費 （令和5年度国1次補正）	1,114,358,000	0
公立学校施設災害復旧費（教育総務課）	96,589,000	36,336,592

◇学校教育課

（単位：円）

事業名	予算額	決算額
放課後児童対策事業費	651,309,000	641,104,637
放課後児童対策事業費 （物価高騰対応臨時交付金）	6,960,000	0
指導主事費（学校教育課）	12,433,000	12,195,294
事務局運営費（学校教育課）	4,239,000	4,232,154
語学指導等外国青年招致事業費	52,647,000	51,879,198
オンライン語学指導事業費 （コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）	9,192,500	9,192,500
小学校外国語教育支援事業費	1,430,000	1,146,600
学校図書館活用推進事業費	138,923,000	138,792,566
外国人等児童生徒編入学支援事業費	2,520,000	2,309,600
複式学級対策事業費	37,011,000	35,567,707
教職員研修運営事業費	15,753,000	15,289,770
特別支援教育推進事業費	132,013,000	130,358,078
児童生徒交流体験事業費	8,512,000	8,497,253
児童生徒支援事業費	74,536,000	73,092,403
魅力と徹底の学力向上推進事業費	7,305,000	7,120,928
学校教育活動支援事業費	22,551,000	21,612,337

学校働き方改革推進事業費	26,237,000	26,060,435
自立と創造の学校・学園づくり推進事業費	24,904,000	24,085,870
総合教育センター運営事業費	10,640,000	10,105,687
G I G Aスクール構想事業費	88,741,500	87,688,417
学校管理事務費（小学校）	30,028,000	28,772,904
教科指導費	1,597,000	1,593,763
補助教材費（小学校）	103,000,000	101,841,044
教育用コンピュータ活用事業費（注１）	60,069,000	58,696,805
小学校少人数学級実施事業費	72,000,000	72,000,000
学校管理事務費（中学校）	16,216,000	15,609,539
補助教材費（中学校）	78,500,000	76,837,941
教育用コンピュータ活用事業費（注２）	26,793,000	26,361,665
部活動推進事業費	26,119,000	22,050,390
中学校少人数学級実施事業費	20,000,000	20,000,000
放課後子ども教室推進事業費（学校教育課）	8,205,800	8,178,667

（注１） 款：教育費 項：小学校費

（注２） 款：教育費 項：中学校費

◇学校保健給食課

（単位：円）

事業名	予算額	決算額
事務局運営費（学校保健給食課）	3,074,000	2,982,013
災害による通学困難児童生徒支援費	1,260,000	974,900
遠距離通学費補助金（小学校）	13,526,000	12,289,815
遠距離通学費補助金（中学校）	8,552,000	6,037,542
要保護・準要保護児童就学援助費（小学校）	43,912,000	32,335,856
要保護・準要保護児童就学援助費（中学校）	53,412,000	45,527,049
特別支援学級教育就学奨励費（小学校）	9,736,000	8,990,511
特別支援学級教育就学奨励費（中学校）	6,615,000	5,313,242
学校医報酬等	32,732,910	32,396,942
衛生管理費	38,096,090	37,641,573
日本スポーツ振興センター負担金	12,939,000	12,658,580
学校保健医療扶助費	1,394,000	1,392,470
職員費（学校保健給食課）	62,076,000	59,480,389
給食配送委託費	70,950,000	70,949,670
給食調理委託費	452,007,000	449,606,748

準要保護児童・生徒給食扶助費（小学校）	39,838,000	37,849,278
準要保護児童・生徒給食扶助費（中学校）	25,956,000	22,857,596
光熱水費（学校給食センター）	113,994,095	113,957,145
一般管理費（学校給食センター）	95,347,905	94,052,691
備品整備（学校給食センター）	9,593,000	9,592,990
学校給食センター整備費	3,058,000	3,058,000
学校給食未納対策費	2,936,000	2,910,788
学校給食運営事業費	902,624,000	888,525,354

◇生涯学習・スポーツ課

（単位：円）

事業名	予算額	決算額
社会教育指導員報酬	3,838,000	3,836,088
職員費（生涯学習・スポーツ課、文化財課、分室）	184,604,000	183,661,570
教育福祉振興会等補助金	59,507,000	58,586,525
生涯学習推進事業費（生涯学習・スポーツ課）	1,828,000	1,402,413
鳥取市生涯学習推進講座 麒麟のまちアカデミー開設費	14,712,000	14,649,286
青年団体育成費補助金	1,865,000	1,704,292
子育てネットワーク推進事業費	2,081,200	1,949,941
若者応援プロジェクト事業費	3,661,000	2,917,163
会計年度任用職員報酬（分室等）	42,215,000	41,755,638
地区公民館事業費（生涯学習・スポーツ課）	30,097,000	29,814,754
地域学校協働活動推進事業費	4,420,000	3,118,462
集会所管理費	132,790,000	117,532,237
文化センター施設管理費	90,484,000	90,268,616
職員費（さじアストロパーク）	27,277,000	26,890,749
さじアストロパーク企画イベント等事業費	2,768,000	2,768,000
さじアストロパーク運営管理費	39,407,404	36,464,745
さじコスモスの館運営管理費	4,070,000	4,070,000
さじアストロパーク運営管理費 （令和5年台風第7号災害対応）	30,539,000	5,672,700
スポーツ推進委員活動費	4,014,000	3,834,070
市体育協会等運営補助金	23,603,000	20,448,537
市民総スポーツ運動費	8,968,000	7,857,643
小学生等スポーツ全国大会出場補助金	3,068,000	2,319,620

市民体育祭開催費	2,617,000	2,206,598
麒麟のまち交流スポーツ大会事業費	3,500,000	1,200,000
ガイナレ鳥取力向上事業費	2,731,000	1,924,770
鳥取マラソン開催費	9,500,000	9,300,000
子どものこころづくり支援「夢の教室」事業費	4,317,000	3,505,480
地区体育館管理費	139,816,190	123,470,793
体育施設管理費	270,310,810	254,751,395
市民体育館管理費	337,799,000	337,765,586
屋外体育施設管理費	8,345,000	7,134,193
プール管理費	6,423,000	6,365,700
体育施設等省エネルギー改修事業費 (コロナ克服・新時代開拓臨時交付金)	28,266,000	28,266,000

◇文化財課

(単位：円)

事業名	予算額	決算額
指定文化財等管理費	6,065,360	5,707,044
史跡鳥取藩主池田家墓所管理補助金	8,276,000	6,877,000
指定文化財補助金	16,535,000	15,870,000
重要文化財仁風閣保存整備事業費	14,244,000	14,023,859
鳥取城跡保存修理事業費	233,071,000	232,661,236
仁風閣・宝扇庵管理費	33,314,000	33,128,443
埋蔵文化財調査センター運営補助金	2,493,000	2,493,000
埋蔵文化財調査費	14,179,570	13,603,938
文化財調査費	8,988,070	8,964,834
上寺地遺跡管理事業費	101,213,000	91,932,239
旧美敷水源地水道施設管理活用事業費	6,680,000	6,625,368
埋蔵文化財体験・活用事業費	4,626,000	4,608,729
青谷上寺地遺跡展示館・あおや郷土館運営管理費	32,346,000	32,185,885
歴史博物館管理費	144,812,000	143,912,772
因幡万葉歴史館管理費	50,807,000	50,389,942
文化財団運営補助金事業費	39,105,000	38,173,000

(2) 教育機関等施設

◇小・中・義務教育学校

市は、「鳥取市学校条例」に基づき、小・中・義務教育学校を次のとおり設置し、運営している。

小・中・義務教育学校及び児童生徒数（令和5年5月1日現在）

小学校：39校

学校名	住所	児童数
久松小学校	東町二丁目 201	302
醇風小学校	西町五丁目 353	260
遷喬小学校	本町一丁目 108-1	90
修立小学校	立川町五丁目 339	246
日進小学校	吉方温泉一丁目 131	207
富桑小学校	西品治 134	198
稲葉山小学校	卯垣二丁目 657	205
城北小学校	田園町四丁目 324	590
美保小学校	吉成一丁目 10-25	570
賀露小学校	賀露町 4150	330
明德小学校	行徳一丁目 201-3	126
倉田小学校	八坂 54-1	105
面影小学校	雲山 42	368
大正小学校	古海 291-3	194
東郷小学校	篠坂 6-1	27
明治小学校	松上 159	25
世紀小学校	徳尾 407	328
湖山小学校	湖山町南一丁目 656	423
末恒小学校	伏野 2256-61	192
米里小学校	古郡家 75-1	150
津ノ井小学校	桂木 238-1	186
浜坂小学校	浜坂一丁目 14-1	622
岩倉小学校	立川町七丁目 110	504
美保南小学校	宮長 200-1	548
湖山西小学校	湖山町西一丁目 541	263
中ノ郷小学校	円護寺 268	202

若葉台小学校	若葉台南二丁目 17- 1	206
宮ノ下小学校	国府町宮下 26	249
国府東小学校	国府町谷 3	82
河原第一小学校	河原町渡一木 179- 1	201
西郷小学校	河原町牛戸 14- 1	27
散岐小学校	河原町佐貫 761- 5	57
用瀬小学校	用瀬町用瀬 75- 1	130
佐治小学校	佐治町福園 41	35
宝木小学校	気高町宝木 989	69
瑞穂小学校	気高町下坂本 48	53
浜村小学校	気高町八幡 382- 3	237
逢坂小学校	気高町山宮 369- 2	20
青谷小学校	青谷町青谷 3459	166

中学校：13 校

住所	住所	生徒数
東中学校	立川町六丁目 164 ほか	443
西中学校	寿町 907	268
南中学校	興南町 91	697
北中学校	東町三丁目 371- 1	407
高草中学校	徳尾 108- 1	244
湖東中学校	湖山町北六丁目 323	580
桜ヶ丘中学校	桜谷 227	497
中ノ郷中学校	浜坂東一丁目 22-17	382
国府中学校	国府町町屋 720	164
河原中学校	河原町曳田 298	140
千代南中学校	用瀬町別府 65	80
気高中学校	気高町浜村 784-51	171
青谷中学校	青谷町青谷 4190- 1	85

義務教育学校：4 校

住所	住所	児童生徒数
湖南学園	六反田 1 - 5	132
福部未来学園	福部町高江 188	200

鹿野学園	(流沙川学舎) 鹿野町鹿野 2888 (王舎城学舎) 鹿野町鹿野 896	226
江山学園	竹生 64	186

◇共同学校事務室について

市は、学校教育のさらなる充実の推進のため、複数の学校間で学校事務を共同で処理する「共同学校事務室」を設置している。中学校と、その中学校区に属する小学校等の事務職員が連携し、次の目的の下、日々業務を行っているものである。

- ・業務処理の効率化、適正化（学校の業務量の平準化、事務処理の効率化及び適正化）
- ・人材育成（O J Tによる人材育成、事務職員の資質向上）
- ・校務運営への参画による教育活動の充実（学校事務機能の強化、地域と学校間の連携の事務拠点）

なお、「共同学校事務室」の設置の根拠は、次の規則による。

（参考）鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則

（共同学校事務室）	
第 39 条の 2	教育委員会は、学校に係る事務を事務職員が共同処理するため、共同学校事務室を置くことができる。
2	共同学校事務室の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

◇学校の訪問調査の実施

今般の監査にあたり、次の学校に直接訪問し調査を実施した。訪問調査の対象とした学校の選定基準は、まず市内における生徒数上位 6 校の中学校とし、その中学校の校区にある任意の小学校（生徒数が概ね 200 名以上）とした。

訪問調査対象校（全 12 校）

中学校	東中学校、南中学校、北中学校、湖東中学校、桜ヶ丘中学校、中ノ郷中学校
小学校	稲葉山小学校、城北小学校、美保小学校、面影小学校、湖山小学校、浜坂小学校

◇訪問調査実施日程

実施日	調査対象校
令和6年9月17日	浜坂小学校
令和6年9月20日	中ノ郷中学校
令和6年9月24日	東中学校
令和6年9月26日	稲葉山小学校
令和6年10月21日	桜ヶ丘中学校
令和6年10月22日	北中学校
令和6年10月25日	城北小学校
令和6年10月29日	美保小学校、湖山小学校
令和6年10月30日	南中学校、面影小学校
令和6年11月5日	湖東中学校

◇指定管理施設

教育委員会が所管する指定管理施設は、次のとおりである。

指定管理施設一覧（34 施設）

担当課	施設名	指定管理者名
文化財課	鳥取市歴史博物館	公益財団法人鳥取市文化財団
文化財課	仁風閣及び宝扇庵	公益財団法人鳥取市文化財団
文化財課	鳥取市因幡万葉歴史館	公益財団法人鳥取市文化財団
文化財課	鳥取市青谷上寺地遺跡展示館	公益財団法人鳥取市文化財団
文化財課	鳥取市あおや郷土館	公益財団法人鳥取市文化財団
生涯学習・スポーツ課	鳥取市文化センター	一般財団法人鳥取市教育福祉振興会
生涯学習・スポーツ課	鳥取市B & G海洋センター	株式会社さんびる
生涯学習・スポーツ課	鳥取市営サッカー場 バードスタジアム	一般財団法人鳥取県サッカー協会
生涯学習・スポーツ課	鳥取市民体育館	P F I 鳥取市民体育館株式会社
生涯学習・スポーツ課	鳥取市千代テニス場	一般財団法人鳥取市教育福祉振興会
生涯学習・スポーツ課	鳥取市城北テニス場	一般財団法人鳥取市教育福祉振興会
生涯学習・スポーツ課	鳥取市武道館	一般財団法人鳥取市教育福祉振興会
生涯学習・スポーツ課	鳥取市若葉台スポーツセンター	一般財団法人鳥取県サッカー協会
生涯学習・スポーツ課	鳥取市弓道場	鳥取市弓道協会
生涯学習・スポーツ課	鳥取市国府町コミュニティセンター	一般財団法人鳥取市教育福祉振興会
生涯学習・スポーツ課	鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール	一般財団法人鳥取市教育福祉振興会
生涯学習・スポーツ課	鳥取市河原町総合体育館	株式会社風土資産研究会

生涯学習・ スポーツ課	鳥取市河原町勤労者体育館	株式会社風土資産研究会
生涯学習・ スポーツ課	鳥取市佐治町多目的運動広場	株式会社さじ式拾壺
生涯学習・ スポーツ課	鳥取市佐治町B & G海洋センター	株式会社さじ式拾壺
生涯学習・ スポーツ課	鳥取市気高町勤労者体育センター	特定非営利活動法人鹿の助ス ポーツクラブ
生涯学習・ スポーツ課	鳥取市青谷町体育館	特定非営利活動法人鹿の助ス ポーツクラブ
生涯学習・ スポーツ課	鳥取市気高町農業者トレーニング センター	特定非営利活動法人鹿の助ス ポーツクラブ
生涯学習・ スポーツ課	鳥取市鹿野町農業者トレーニング センター	特定非営利活動法人鹿の助ス ポーツクラブ
生涯学習・ スポーツ課	鳥取市青谷町農林漁業者トレーニ ングセンター	特定非営利活動法人鹿の助ス ポーツクラブ
生涯学習・ スポーツ課	鳥取市気高町B & G海洋センター	特定非営利活動法人鹿の助ス ポーツクラブ
生涯学習・ スポーツ課	鳥取市鹿野町B & G海洋センター	特定非営利活動法人鹿の助ス ポーツクラブ
生涯学習・ スポーツ課	鳥取市気高町運動広場	特定非営利活動法人鹿の助ス ポーツクラブ
生涯学習・ スポーツ課	鳥取市鹿野町運動広場	特定非営利活動法人鹿の助ス ポーツクラブ
生涯学習・ スポーツ課	鳥取市青谷町農村広場	特定非営利活動法人鹿の助ス ポーツクラブ
生涯学習・ スポーツ課	鳥取市気高町龍見台テニスコート	特定非営利活動法人鹿の助ス ポーツクラブ
生涯学習・ スポーツ課	鳥取市青谷町グラウンドテニスコ ート	特定非営利活動法人鹿の助ス ポーツクラブ
生涯学習・ スポーツ課	鳥取市青谷町グラウンド	特定非営利活動法人鹿の助ス ポーツクラブ
生涯学習・ スポーツ課	鳥取市佐治町コミュニティセンタ ー	特定非営利活動法人さじ未来

第3章 監査の結果

第1 概要

(1) 指摘事項及び意見について

「教育委員会に関する事務の執行」について監査を実施した。その結果としての「指摘事項」及び「意見」の数を前述の「監査の視点」に基づき次のとおり分類し、とりまとめた。

なお、「指摘事項」とは、一連の事務手続きの中における誤りがあった事項とし、法令、条例、規則、規程、要綱、契約等に抵触する場合のほか、社会通念上適正性を欠くと認められる事項の場合についても、強く改善を求める事項として記載した。

また、「意見」とは、「指摘事項」には該当せず、直ちに法令、条例、規則、規程、要綱、契約等に抵触しないものの、経済性・効率性・有効性の観点から、事業の実施における合理化のため改善を要望するものであり、市として何らかの対応を期待する事項として記載している。

(2) 指摘事項及び意見の件数

区分	指摘事項	意見
教育委員会事務局		
契約手続きについて	7	3
委託事業の管理・検査について	5	2
補助金について	2	3
財産の保全管理について	4	1
小計	18	9
小・中・義務教育学校		
公費外会計の取引について	4	12
公費外会計の経理・決算について	11	4
財産の保全管理について	23	16
小計	38	32
合計	56	41

(3) 指摘事項及び意見の総括

ア 教育委員会事務局

(ア) 契約手続きについて

法規に則った公正な契約手続きは、財政負担の低減や市内業者の受注機会の確保につながる。そのため、競争入札の例外としての随意契約は、法規に則ることはもとより、

相手方の固定化や癒着等を生じないよう公正さを確保する必要がある。

監査の結果、随意契約によらず競争入札すべきであった事例がいくつか確認された。随意契約された2件の工事について、現場が同じで内容も類似していることからその2件に分割することに根拠がなく、合算して競争入札すべきであった事例（**指摘事項：米里小学校プール工事契約の不合理分割について**）や、契約可能な業者が1者のみであるとして特命で随意契約された委託業務について、その1者に限定される理由に根拠がなく、競争入札すべきであった事例（**指摘事項：タブレット等廃棄委託業務の随意契約について**）、年度内施工を優先させるため、先の同工事の入札の落札者に対し特命で随意契約を行っていた事例（**指摘事項：地域体育館天井用LED照明工事の随意契約について**）が挙げられる。

また、随意契約自体に問題はないものの、類似の多数の発注案件について見積書の徴取業者が特定の者に固定化されている事例が確認された（**指摘事項：学校の水道工事契約に係る見積書徴取業者の固定化について**）。市内業者の受注機会拡大のため「小規模修繕等契約希望者登録制度」の積極的活用を行うべきである。

その他、契約保証金の免除が市契約規則上不適正である事例（**指摘事項：契約保証金の免除について**）や、市から学校へ委託する事業につき、同一の団体内での契約が無効であるとする事例（**指摘事項：市の組織間の契約について**）が確認された。

なお、長期継続契約は条例により契約期間を5年以内と定められるところ、その下位規則である条例運用要綱において5年超の期間による契約を可能としているが、根拠がないため、制度の見直しを検討されたい（**意見：軽自動車に係る長期継続契約の期間について**）。

事業名	指摘事項・意見
学校維持補修費（小学校・通常）	【指摘事項】学校の水道工事契約に係る見積書徴取業者の固定化について 【指摘事項】米里小学校プール工事契約の不合理分割について
児童生徒交流体験事業	【指摘事項】市の組織間の契約について
自立と創造の学校・学園づくり推進事業費	【指摘事項】市の組織間の契約について
総合教育センター運営事業費	【意見】軽自動車に係る長期継続契約の期間について
教育用コンピューター活用事業費	【指摘事項】タブレット等廃棄委託業務の随意契約について 【意見】個人事業者との契約について 【指摘事項】契約保証金の免除について

備品整備（学校給食センター）	【意見】給食センター機器の交換修繕に係る契約について
体育施設等省エネルギー改修事業費	【指摘事項】地域体育館天井用LED照明工事の随意契約について

（イ）委託事業の管理・検査について

委託事業については、市は、受託者等が契約仕様や計画のとおり履行するよう、その状況の把握及び管理を行う必要があり、かつ事業完了後は、履行検査を厳格に行う必要がある。

監査の結果、委託事業の状況の把握及び管理、及び履行確認が十分になされていない事例が確認された。学校における機器等の保守業務について、契約仕様に基づいた報告を受けていない事例（**指摘事項：教職員用サーバー機器保守業務に係る報告書の未受領について等**）や、オンライン英会話授業の実施管理を学校に任せ、市教育委員会事務局が状況を把握していなかったため、想定外の追加料金を支払うこととなった事例（**指摘事項：オンライン英会話授業に関する管理について**）が挙げられる。

また、委託事業の検査後に生じた経費を委託費に含め精算しており、検査の厳格性に疑問がある事例（**指摘事項：完了検査日後の支出について**）がみられた。

その他、指定管理料の特定経費の余剰金の返納に関し、その返納金額の判断基準が明記されていない事例（**指摘事項：鳥取市歴史博物館指定管理料の返納基準について**）があったため、客観的な基準金額を明記すべきである。

事業名	指摘事項・意見
オンライン語学指導事業費	【指摘事項】オンライン英会話授業に関する管理について
児童生徒交流体験事業	【指摘事項】完了検査後の支出について
自立と創造の学校・学園づくり推進事業費	【意見】委託費からの「共同学校事務室」の経費の支弁について 【意見】公務負担金の公平化について
教育用コンピューター活用事業費	【指摘事項】小中学校教育用機器保守業務に係る報告書の未受領について
学校管理事務費（小学校）	【指摘事項】教職員用サーバー機器保守業務に係る報告書の未受領について
歴史博物館管理費	【指摘事項】鳥取市歴史博物館 指定管理料の返納基準について

(ウ) 補助金について

補助金の執行については公平性と公正性の確保が重要であり、特定の者に便益がもたらされるような恣意的な運用や濫用を防ぐため、そのための制度設計と、運用において厳正な手続きが求められる。市は、その手続きに際し、市民に対する客観的な説明ができるよう備えておく必要がある。

監査の結果、補助金について、制度の見直しを必要とする事例が確認された。交付申請と交付請求を事後に同時に行う「併合」による方法により交付できるよう補助金交付要綱を改正し、交付していた事例（指摘事項：鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金の併合手続きについて）については、その補助金の濫用を防ぐ観点から、交付要綱において併合に関し一定の制限をすべきと考える。

また、文化財保護に関する補助金に関しては、補助金額の変更（増額）決定について相当の理由がない事例（指摘事項：指定文化財の補助金交付額の変更理由について）のほか、変更にあたって市民に対し説明責任を果たせるだけの十分な資料保存がない事例（意見：指定文化財の補助金の変更承認に係る書類の保存について）が確認されたため、改善を要する。

なお、現状において問題はないものの、市長が代表を務める団体への補助金交付は利益相反行為となることから、今後の対策として一定の指針を示すのが望ましい（意見：市長が代表者となっている団体との間における法律行為について）。

事業名	指摘事項・意見
学校教育活動支援事業費	【指摘事項】 中学校文化活動派遣事業補助金の併合手続きについて 【意見】 中学校教育振興会補助金 補助対象経費の整備及び検査について
市体育協会等運営費補助金	【意見】 市長が代表者となっている団体との間における法律行為について
指定文化財補助金	【指摘事項】 指定文化財の補助金に係る交付額の変更理由について 【意見】 指定文化財の補助金の変更承認に係る書類の保存について

(エ) 財産の保全管理について

市の保有する財産は、その保全のため、管理及び処分を法規等に則り適正に行っていく必要がある。

建物及び建物附属設備、重要物品等を登録すべき「固定資産台帳」において、多数の登録が漏れていた（指摘事項：固定資産台帳の登録漏れについて）ことに加え、その「固

定資産台帳」には、リース期間経過後に市に無償譲渡される所有権移転ファイナンスリースに係る物件の登録をすべきところ、その登録が漏れていた（**指摘事項：所有権移転ファイナンスリースに係る固定資産台帳の登録について**）。

さらに、重要物品以外の備品も登録する「備品台帳」について、多数の登録漏れが確認された（**指摘事項：備品台帳の登録漏れについて**）。備品については、令和5年度から台帳登録の基準金額が引き上げられていることから、台帳登録すべき備品点数が減少した代わりに、登録漏れのないようこれまでよりも厳格な管理が求められるところである。

また、コンピューター機器の廃棄委託業務について、その処分の手続きが不適正である事例が確認され（**指摘事項：コンピューター機器等の処分手続きについて**）、適正な対応が求められる。

事業名	指摘事項・意見
教育用コンピューター活用事業費	【指摘事項】コンピューター機器等の処分手続きについて
固定資産台帳について	【指摘事項】固定資産台帳の登録漏れについて 【指摘事項】所有権移転ファイナンスリースに係る固定資産台帳の登録について
備品台帳について	【指摘事項】備品台帳の登録漏れについて 【意見】所有権移転ファイナンスリースに係る物品の備品台帳登録について

イ 小・中・義務教育学校

（ア）公費外会計の取引について

学校徴収金は、公費ではないものの、保護者等への説明責任を果たす観点から、公費に準ずるものとして取り扱われている。

学校の訪問調査の結果、公費外会計の取引は、未だ現金取引が主である現状があることが確認された。盗難や横領といった不正リスクを低減する観点から、今後はその取引の抑制に努めるべきであること（**意見：現金の取扱いの抑制について**）や、その現金の出納について各学校に現金出納簿を備え置き、記録する必要がある（**指摘事項：現金出納簿の整備について**）ことが考えられる。

また、支出統制の観点から、散見される教職員による経費の立替払いを抑制するため、立替払いの要否の判断に資する、学校間の統一した基準を設けるべきである（**指摘事項：立替払いの基準の整備について**）。この立替払いに関しては、源泉所得税の立替払いの事例（東中学校）や、金券で立替払いをすることで納税が漏れている事例（桜ヶ丘中学校）が確認され、納税管理上の点からも改善を要する。

学校名	指摘事項・意見
共通	【意見】 委員会の要綱の整備について 【意見】 現金の取扱いの抑制について 【指摘事項】 現金出納簿の整備について 【指摘事項】 立替払いの基準の整備について
東中学校	【指摘事項】 講師謝金及び謝金に係る源泉所得税の立替払いについて 【意見】 P T Aで雇用する者の契約内容について
南中学校	【意見】 「過年度教材費積立会計」の統合について 【意見】 予め金額が判明しているものの立替払いについて
湖東中学校	【意見】 振込による立替払いについて
桜ヶ丘中学校	【指摘事項】 金券による謝金の立替払いについて 【意見】 立替払いのまとめ精算について
美保小学校	【意見】 精算までに長期を要している立替払いについて
面影小学校	【意見】 「リサイクル会計」預金口座の未設定について 【意見】 精算までに長期を要している立替払いについて
湖山小学校	【意見】 予め金額が判明しているものの立替払いについて
浜坂小学校	【意見】 金庫の持ち去り防止について

(イ) 公費外会計の経理・決算について

学校徴収金に係る公費外会計は、保護者等への説明責任を果たす観点から、公正妥当な会計・決算処理を行う必要がある。

学校の訪問調査の結果、共同学校事務室による相互監査はなされているものの、監査人が設置される P T A等の団体会計を除き、全ての学校の公費外会計で第三者による監査が実施されていないことが確認された（**指摘事項：第三者監査の実施について**）。そのため、経理処理が不完全で、適正な決算が行われていない事例（東中学校、湖東中学校、桜ヶ丘中学校）や、経理に関する資料（領収書や請求書など）の保存が確認できない事例（桜ヶ丘中学校）が確認された。

預貯金については、その残高チェックについて残高証明書の取得が望まれる（**指摘事項：残高証明書の取得について**）ほか、預金残高のチェック日を任意に設定している学校（中ノ郷中学校、湖山小学校）も見受けられたため、決算日時点でのチェックを徹底すべきである。

また、P T A関連会計についても、P T Aによる決算承認がなされていない事例（湖東中学校、中ノ郷中学校、稲葉山小学校）も確認されたため、これらについて対応を改

善すべきである。

学校名	指摘事項・意見
共通	【指摘事項】残高証明書の取得について 【意見】収支報告書の作成基準について 【指摘事項】第三者監査の実施について
東中学校	【指摘事項】「鳥取東中特別会計」預金出納簿の未作成、預金残高確認漏れについて
湖東中学校	【指摘事項】「合銀振込口座（緑化事業他）会計」経理書類の未作成について 【指摘事項】「保護者と教職員の会会計」（PTA）決算未承認について
桜ヶ丘中学校	【指摘事項】「生徒会会計」経理資料の保管について 【指摘事項】「生徒会会計」収支報告書の会計締め日について 【意見】「補助教材会計」収支報告書の未作成について
中ノ郷中学校	【指摘事項】「PTA特別会計」「PTA全国大会積立金会計」決算未承認について 【指摘事項】預貯金残高のチェック日について
稲葉山小学校	【指摘事項】「PTA一般会計」決算未承認について
美保小学校	【意見】「教材費会計」等の収支報告書の未作成について
湖山小学校	【指摘事項】預貯金残高のチェック日について
浜坂小学校	【意見】「教材費会計」収支報告書の未作成について

（ウ）財産の保全管理について

PTA負担で購入した財産について、寄附受納手続きが漏れている事例（東中学校、北中学校、桜ヶ丘中学校、中ノ郷中学校、面影小学校）が散見された。

印については、公印台帳の登録不備（湖東中学校、桜ヶ丘中学校）が確認されたほか、銀行届出印が公印でないことからどこにも登録管理されず、かつ印の管守者が明確でない事例（南中学校、桜ヶ丘中）や、PTA印が通帳と同じ金庫に格納されていた事例（美保小学校）など、根本的に印の管理体制を見直すべき事例がみられた。なお、PTA等団体からの預かり印については、管理簿等による管理や点検を実施すべきであるとする（指摘事項：団体会計に係る銀行届出印の管理について）。

備品のうちピアノについては、備品台帳登録数と現物との台数が一致しない学校が確認された（指摘事項：ピアノの備品台帳への未記載について）。かつ、調律費用をPTAが負担している事例（東中学校、桜ヶ丘中学校）や、未使用で遊休化している事例

（東中学校、稲葉山小学校、湖山小学校）がみられたため、調律予算の整理と、遊休財産の有効活用を検討すべきである。

美術工芸品については、美術工芸品管理台帳の登録内容と現物との乖離がみられたが、登録の要否に関し判断が困難であるものが多いため、まず美術工芸品の定義づけを行い、登録すべき美術工芸品が何かを定めるべきである（**指摘事項：美術工芸品の定義付けについて**）。

理科薬品については、児童や生徒に対する安全管理上問題が多く確認されたため、その使用記録や在庫管理、処分の体制について、根本から見直すべきである（**指摘事項：理科薬品に係る在庫管理及び使用記録簿の備置と記録について、理科薬品に係る廃液及び廃棄物処理の規定策定と処分について**）。

学校名	指摘事項・意見
共通	【指摘事項】団体会計に係る銀行届出印の管理について 【意見】鍵管理台帳（一覧表）の作成について 【指摘事項】ピアノの備品台帳への未記載について 【指摘事項】美術工芸品の定義付けについて 【指摘事項】理科薬品に係る在庫管理及び使用記録簿の備置と記録について 【指摘事項】理科薬品に係る廃液及び廃棄物処理の規定策定と処分について 【意見】理科薬品に係る地震対策の実施について 【意見】理科薬品に関する安全教育について
東中学校	【指摘事項】ピアノ調律費用のPTA負担、未使用ピアノの活用について 【意見】美術台帳の登録漏れについて 【指摘事項】PTAによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて 【指摘事項】薬品庫の施錠について
南中学校	【指摘事項】「駐車料金会計」金融機関への届出印について 【意見】美術台帳の登録漏れについて
北中学校	【意見】PTAによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて 【意見】美術台帳の登録漏れについて
湖東中学校	【指摘事項】公印台帳未登録の公印について 【意見】美術台帳の登録漏れについて 【指摘事項】施錠可能な薬品庫の導入について
桜ヶ丘中学校	【指摘事項】未使用公印の台帳登録について

	【指摘事項】金融機関届出印の管理について 【指摘事項】ピアノの調律費用のPTA負担について 【意見】美術台帳の登録漏れについて 【指摘事項】PTAによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて 【指摘事項】薬品の区分保管について
中ノ郷中学校	【意見】美術台帳の登録漏れについて 【指摘事項】PTAによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて
稲葉山小学校	【指摘事項】未使用ピアノの活用について 【意見】美術台帳の登録漏れについて
城北小学校	【意見】美術台帳の登録漏れについて
美保小学校	【指摘事項】PTAからの預かり印と預金通帳の管理について 【意見】美術台帳の登録漏れについて 【指摘事項】薬品の区分保管について
面影小学校	【意見】美術台帳の登録漏れについて 【指摘事項】PTAによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて
湖山小学校	【指摘事項】未使用ピアノの活用について 【意見】美術台帳の登録漏れについて
浜坂小学校	【意見】美術台帳の登録漏れについて 【指摘事項】薬品庫の施錠について

第2 指摘事項及び意見の内容

(1) 各事業における指摘事項及び意見

ア 教育委員会事務局

学校維持補修費（小学校・通常）

◇事業の概要

各小学校に日常的に発生する施設の不具合について修繕を行うことによって、安全かつ快適な教育環境を確保する。また、消防用設備のうち耐用年数の経過した消火栓ホース及び消火器を更新することにより、火災等の災害時における屋内消火栓設備機能の信用性を確保する。

（令和5年度支出実績）

- ・消耗品費 11,149,276 円
- ・施設修繕費 70,302,880 円

◇監査の結果

【指摘事項】学校の水道工事契約に係る見積書徴取業者の固定化について

随意契約されている令和5年度における学校プール及び衛生設備の修繕について、予定価格から随意契約することに問題はないものの、見積書の徴取先が、「H」「I」「J」の3者に偏重しており、その数が30件に及んでいた。見積額も全て同順で、結果として全て最低価格を提示した「H」と契約していることが確認された。

この見積書の徴取を3者に限定している理由は、担当課から「蓄積されたノウハウや技術を持ち、水泳授業への影響を考慮した結果」と説明を受けた。しかし、3者のうち「J」は管工事の公共工事に係る入札参加資格者名簿に記載がなく、公共工事を請け負うことができる施工能力が確認できない。

さらに、「随意契約運用基準（令和4年3月24日改訂）」によると、鳥取市は、小規模修繕にあたっては「小規模修繕等契約希望者登録制度」の優先活用を促しているところ、本件における「J」は同制度の登録者名簿にも記載がない者であり、年間30件に及ぶ見積書徴取先として疑問が残る。

なお、鳥取市小規模修繕等契約希望者登録制度とは、鳥取市の建設工事の入札参加資格を受けていない者でも「少額で内容の軽易な修繕等」の受注を希望する者を登録し、市が発注する小規模な修繕等において、業者選定の対象とすることにより、市内事業者の受注機会を拡大することを目的とした制度である。対象となる契約は、内容が軽易で、緊急性がなく、履行の確保が容易であると認められる小規模修繕等の契約で、1件の発

注金額（予定価格）が 50 万円未満のものとされている。

これによると、30 件のうち次の修繕業務については、「小規模修繕等契約希望者登録制度」を活用できる案件であり、制度の有効活用の観点から、J でなくその制度の名簿登録者から優先して見積書を徴取すべきであった。

（小規模修繕等契約希望者登録制度を活用できた案件）

・ 市立美保小学校プールろ過設備修繕（ポンプ）	242,000 円
・ 鳥取市立瑞穂小学校プール濾過設備修繕（液晶パネル）	473,000 円
・ 市立末恒小学校プール濾過設備修繕（ポンプ）	242,000 円
・ 市立鹿野学園（流沙川学舎）プール濾過設備修繕（液晶パネル）	473,000 円
・ 鳥取市立小学校プールろ過設備修繕（ヘヤーキャッチャー取替等）	478,170 円
・ 鳥取市立小学校プール濾過設備修繕（配管取替）	489,060 円
・ 鳥取市立明德小学校プール排水バルブ修繕	414,700 円

については、関連業者の受注機会の拡大、修繕費の低減のため、随意契約にあたり見積書の徴取先の固定化を避けるようにされたい。

【指摘事項】米里小学校プール工事契約の不合理分割について

米里小学校のプールに関する次の 2 件の修繕業務は、それぞれ予定価格が 130 万円以下であるとして、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び鳥取契約規則第 21 条の 2 に基づき随意契約されている。なお、見積書の徴取の相手方業者は、先述の「H」「I」「J」の 3 者であった。

しかし、工事が同一現場であることや、配管修繕に係る工事で共通していること、契約・施工時期も近いものであることを鑑みると、これらを分割して発注する合理的な理由がないと認められる。これらを一括すると予定価格は 130 万円を超えるため、随意契約は不適正であった。担当課からは、入札とすると学校の水泳授業に影響が出る旨の説明を受けたが、令和 4 年 8 月の点検業者による点検結果報告書によると、工事の必要性があることが確認でき、見積書の徴取日がいずれの案件も令和 5 年 4 月上旬であることから、早期の修繕の必要性を認識していたことが伺える。

つまり、点検業者による点検結果報告書に基づき、早期に計画的な工事スケジュールを組むことが可能で、一括して競争入札すべきであった。

- ・ 鳥取市米里小学校プールヘアーキャッチャー及び配管修繕 1,091,200 円
（見積書徴取日 令和 5 年 4 月 14 日）
- ・ 鳥取市米里小学校プールろ過埋設配管修理 1,133,000 円
（見積書徴取日 令和 5 年 4 月 3 日）

オンライン語学指導事業費

◇事業の概要

オンライン英会話を通じて個に応じた学習を行うことにより、生徒が自分の考えや気持ちを英語で伝え合う力を高め、生きたコミュニケーション能力を育てることを目的に、中学校及び義務教育学校（後期課程）において、英語によるコミュニケーション能力の育成に向けたオンライン英会話授業を実施する事業

業務名：オンライン英会話サービス提携業務

実施場所：鳥取市立中学校・義務教育学校（後期課程）内

契約金額：8,418,000 円（当初）

契約方法：随意契約による

提携業者：中学校学習指導要領（英語）に準拠したオンライン授業が必須であり、中学校の英語授業で使用される教科書の発刊者と協業している唯一の業者

受講方法：クラス単位で「オンライン授業」の時間を設け、クラスの生徒全員が一斉に、一人一台端末で自席にて受講するもの
その受講にあたっては、受講日時を学校が計画し、受講のクラス単位で、提供業者に直接予約する形をとっている。

◇監査の結果

【指摘事項】オンライン英会話授業に関する管理について

全ての中学校及び義務教育学校でオンライン英会話授業を実施したものの、年間で約3,098回のキャンセルが生じ、当初想定していない「キャンセル料」が発生したことから、提供業者Gとの間で、次のとおり変更契約を締結していることがわかった。なお、この「キャンセル料」は、単なる受講の取りやめでなく、受講日の振替に係る追加料金であり、変更契約に係る予算は、補正予算によらず、節内流用により対応している。

変更前契約金額：8,418,000 円

変更後契約金額：9,192,500 円（774,500 円増額）

変更契約日：令和6年3月14日

当初契約に係る「オンライン英会話サービス提供業務仕様書」によると、予約とそのキャンセルについては次のとおり記載されている。

7 実施予約

- (1) 契約締結後、甲は対象中学校における年間計画を速やかに策定し、本年度

中すべての実施予約を令和5年5月12日（金）までに確定するものとする。

(2) 前項のとおり確定した予約については、原則として一切のキャンセルを認めない。ただし、やむを得ない事情等により予約を変更する必要がある場合において、甲が当該予約日の30日前までに乙にその旨を通知した場合は、当該予約を契約期間内の別日に変更することができる。なお、契約期間内に予約可能な枠が全くない場合については甲乙協議の上、対応を決定するものとする。

仕様書のとおり、当初、市と提供者Gとの間ではキャンセルが生じないように申し合わせていたが、実際には予約日の30日前を過ぎたキャンセルが生じ、その結果生じた受講日振替について、提供者Gとの協議の結果、キャンセル1回あたり250円の追加料金を支払う変更契約をするに至ったとのことである。

仕様書においてこのように記載されているにも関わらず追加料金を支払うこととなった原因としては、教育委員会事務局担当課によるこのキャンセルに関する情報伝達や状況の把握が不足していたことが考えられる。つまり、学校に対しキャンセルに関する周知が十分になされておらず、かつ、キャンセルの状況について年度途中で報告を受けていないなど、全般的な管理を怠っていることが要因であった。担当課としては、年度末近くになり初めて状況を知ったことで急遽の変更契約を余儀なくされているところをみると、年度途中の状況把握如何ではキャンセル料の抑制が出来ていたと思慮する。学校に行動を委ねる契約の履行については、担当課からの周知や情報共有、状況の把握管理を行うべきである。

児童生徒交流体験事業

◇事業の概要

本市の児童生徒が「生きる力」をしっかりと身に付けるために社会体験活動を実施する事業である。学校内だけではなく、姉妹都市提携を結んだ県外の子どもたちとの交流や、地域に出かけ自然文化体験、職業体験などを実施する。

令和5年度においては、各中学校と委託契約を締結し、事業を推進している。

(令和5年度実績)

姫路市鳥取市中学生交流事業：オンライン

郡山市鳥取市小学生交流事業：3校

地域で学ぶ職場体験活動事業：1,443人

中山間地域ふるさと体験活動支援事業：13校 523人

◇地域で学ぶ職場体験活動事業について

「地域で学ぶ職場体験活動事業」は、中学校及び義務教育学校区を基盤とした地域社

会の中で、生徒の主体性を尊重し、様々な社会体験活動を実施する事業である。

対象は、中学校及び義務教育学校区 17 校の特定学年の生徒となる。

◇監査の結果

【指摘事項】完了検査後の支出について

「地域で学ぶ職場体験活動事業」について、東中学校におけるその実績報告及び完了検査に関する一連の手続き（実績報告書の受理、検査員の任命及び検査、検査結果の調書による報告）は、令和 5 年 12 月 20 日付でなされている。

しかし、その検査完了後の令和 5 年 12 月 21 日に、同事業で事務用品を購入（A 3 ラミネートフィルム及び A 4 コピー用紙：計 7,072 円）していることが確認された。この経費については、検査完了後に生じたものであるため、委託事業の実績経費とは認められない。その事務用品費を実績に含めて委託金額を精算していることから、不適正な検査対応と言え、今後は厳格な検査を行うよう徹底されたい。

【指摘事項】市の組織間の契約について

「地域で学ぶ職場体験活動事業」について、その契約の相手方が各学校となっているが、市と同一人格に属する学校との契約は無効とされる。学校への事業の委託・委任については、実施予算を配当するか、別団体等を通じて行うべきである。

学校教育活動支援事業費

◇鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金について

「鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金」は、鳥取市中学校文化連盟に所属する中学校が全国大会又は中国大会へ出場する経費を補助し、文化活動の充実を図る補助金である。補助対象者は鳥取市中学校文化連盟であり、補助事業、補助対象経費等は次のとおりである。

事業区分	補助対象経費	補助率	備考
全日本吹奏楽コンクール派遣事業	全日本吹奏楽コンクール中国大会又は同コンクール全国大会への生徒の派遣に要する経費のうち、交通費、宿泊費、楽器等運搬費	10 分の 10	補助対象経費のうち交通費及び宿泊費については、職員等の旅費に関する条例の規定により算定した額を上限とする。
全国中学校総合文化祭派遣事業	全国中学校総合文化祭への生徒の派遣に要する経費のうち、交通費、宿泊費、楽器等運搬費	3 分の 1	

(令和5年度交付実績)

全日本吹奏楽コンクール中国大会への参加について補助金を交付

出場校：附属中学校（47名）、北中学校（13名）、青谷中学校（11名）

事業費総額 1,638,490 円

交付決定額 1,000,000 円

◇監査の結果

【指摘事項】 中学校文化活動派遣事業補助金の併合手続きについて

「鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金交付要綱」を令和5年8月1日に次のとおり改正していることが確認された。改正の趣旨は、本補助金の交付手続きを、鳥取市補助金等交付規則第11条の2第1項に定める「併合」により行うようにするためであった。なお「併合」とは、補助金の交付申請と請求の手続きを、補助事業完了後に同時に行うことをいう。

(参考) 鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱(抜粋)

第7条を次のように改める。

(交付申請)

第7条 (略)

2 本補助金は、規則第11条の2第1項の規定により、規則第4条に規定する交付の申請及び規則第11条に規定する補助金等の請求に関する手続きを併合して行うこととし、本補助金の交付の申請及び補助金等の請求に係る申請書は、様式第1号とする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になされたものとみなす。

(参考) 鳥取市補助金等交付規則

(交付の方法及び様式の特例)

第11条の2 市長は、別に定めるところにより、第4条に規定する申請及び前条に規定する請求に関する手続きを併合し、補助金を交付することができる。

2 市長は、前項の規定により手続きを併合する場合において、この規則に定める様式により難いと認めるときは、別に定めることができる。

令和5年度の本補助金の実績として、全日本吹奏楽コンクール中国大会の出場校の参加に係る費用（交通費、宿泊費、楽器運搬費）に対し、「併合」により補助金が交付されていた。中学校における吹奏楽コンクールの中国大会の日程上、出場校の決定から大会当日まで期間の余裕がない（最も短くて1週間程度）ことや、学校の夏季休暇に当たるともあり、改正後の要綱に則り、併合による手続きを行ったものである。これを

見ると、補助金交付要綱の改正は、その日程面の実情を踏まえたものと推察できる。

ただ、全日本吹奏楽コンクール中国大会の日程の事情のみをもって、本補助金の全体の制度設計を「併合」として取り扱うとする相当の理由がない。併合手続きとする理由がこの大会の日程面の事情のみであれば、その根拠が希薄である。

さらに、本補助金は、全日本吹奏楽コンクール中国大会に限らず、その全国大会や、全国中学校総合文化祭に係る派遣についても補助対象となるものであるため、他の行事にまで併合手続きの適用をすることは逆に弊害を生むおそれがある。つまり、対象事業の全体にまで、併合手続きを可とする制度設計は不適正といえ、補助金の公正性の確保の観点から、併合制度の濫用を防ぐ措置を講じていただきたい。

その場合、併合手続きの可否に関する日程面での条件設定や、併合せざるを得ない客観的な理由を書類上で明確にするなど、交付要綱においてその適用に一定の制限を設けることが考えられる。

◇鳥取市中学校教育振興会補助金について

「鳥取市中学校教育振興会」は、鳥取市中学校教育の振興と発展を図るため、中学校及び義務教育学校の教職員をもって組織される団体である。

市学校教育の総合計画の研究や実施、その他会員の研修等の実施が主であり、会の中に専門部会（教科部会・担当者部会）を設け、定期的な研修や会合を開催することで、研究教育の推進を図っている。

名称	鳥取市中学校教育振興会補助金
目的	鳥取市中学校教育振興会の行う事業に対して交付し、教職員の資質・能力の向上を図る
補助対象者	鳥取市中学校教育振興会
補助対象事業	鳥取市中学校教育振興会が実施する ・ 中学校教科別研究事業 ・ 中学校非行化防止研究事業
算定	補助対象事業に要する経費の額に 2 分の 1 を乗じて算定し、予算の範囲内で交付

（令和 5 年度交付実績）

- ・ 13 部会（国語部会、社会部会、数学部会、理科部会、音楽部会、美術部会、保健体育部会、技術部会、家庭科部会、英語部会、道德部会、養護部会、学校事務部会）各 25,000 円

- ・ 1 部会（生徒指導）20,000 円

交付決定計 345,000 円

◇監査の結果

【意見】 中学校教育振興会補助金 補助対象経費の整備及び検査について

各部会から報告された支出の内容を閲覧したところ、いくつかの部会で物品（消耗品）の購入が確認された。しかし、その購入について、研究会の実施日時との整合性がとれず、かつその必要性や活用実績について説明資料がないため、補助事業の対象経費として適正であるか判断がつかないものであった。特に体育部会については、その年度報告において、具体的な研究会等の日程を含めた活動実績の記載がないため、購入物品との関連性が不明である。また、担当課においても、補助金検査にあたり、その精査が不足している実態がある。

（物品購入例）理科部会 実験用気体（水素など） 21,807 円

（令和 6 年 1 月 29 日支払）

体育部会 ティーボール 50,000 円

（令和 6 年 2 月 7 日支払）

このような状況が生じている原因の一つとして、補助金交付要綱において具体的な補助対象経費の定めがないことが挙げられる。適正な執行と検査に資するよう、補助対象経費を明文化すべきである。また、物品の購入を補助対象経費とする場合、部会における研究との関連性・必要性を示すよう記録・保存を義務付け、担当課の補助金検査においてその内容を精査できるような手続きに関するルールも必要と考えるため、それも含め、交付要綱の見直しを検討されたい。

自立と創造の学校・学園づくり推進事業費

◇事業の概要

自立と創造の学校・学園づくり推進事業は、市が推進する小中一貫教育を枠組みとして、学校・家庭・地域が連携、協働しながら児童生徒の将来の夢・希望や志をひらき、次世代を担う人材を育成することを目的とし、特色ある学校、学園づくりを実施するため、各校区において創意工夫を行いながら自主的な取組を展開する「学校・学園づくり推進事業」を実施する事業である。

また、学校と地域住民等が一体となって特色ある学校づくり及びその運営に取り組むため、コミュニティ・スクールを設置している。

（令和 5 年度実績）

学校・学園づくり推進事業：17 校区

コミュニティ・スクール設置：56 校

◇監査の結果

【意見】委託費からの「共同学校事務室」の経費の支弁について

東中学校において、委託費から「共同学校事務室」に係る諸経費が支弁されていた。これは、学校の地域性や独自性の特色を活かす取り組みとしての本委託事業の趣旨に沿った支出でないと考える。また、委託費から共同学校事務室の諸経費を支弁することとなった背景に、共同学校事務室に係る運営予算が不足している現状があるのであれば、委託費からの支弁を認めるのではなく、別途必要予算を配当するなど、共同学校事務室の円滑な運営のため、別形式での財政支援を検討されたい。

【意見】公務負担金の公平化について

委託費から、修学旅行に引率した教員の負担金（修学旅行の訪問先施設の入場料など）が支弁されている事例が確認された。全ての学校で、一律に当該修学旅行費用を本委託費から支弁しているわけではなく、負担金の財源が不足する学校が、本委託費をもとに費用を賄っている実態がうかがえた。

修学旅行は、学校の地域性や独自性を活かす取り組みとしての本委託事業が求めるものでない。また、学校にとって恒久的な財源とは言えない委託費から、引率教員の公務により生じた負担金を支弁する状況は、教員間の公平な費用負担弁償という点から疑問が生じる。教員にとって必要な負担金は、教員間で公平かつ統一した形式での財政支援を行うべきと考える。

【指摘事項】市の組織間の契約について

「自立と創造の学校・学園づくり推進事業」について、その契約の相手方が各学校となっているが、市と同一人格に属する学校との契約は無効とされる。学校への事業の委託・委任については、実施予算を配当するか、別団体等を通じて行うべきである。

総合教育センター運営事業費

◇鳥取市総合教育センターの概要

名称	鳥取市総合教育センター
住所	鳥取市寺町 150
設置日	平成 19 年 4 月 1 日
目的	教育に関する専門的、技術的事項の調査研究、教職員の研修等を行うとともに、不登校等の児童生徒に対する指導及び支援を行い、教育水準の向上及び児童生徒の健全な育成を図る
根拠条例	鳥取市総合教育センターの設置及び管理に関する条例 (平成 19 年 3 月 26 日)
主な業務	・教職員研修（基本研修、職務研修、サポート研修等）

	・ G I G A スクール構想事業（環境整備） ・ 児童生徒交流体験事業（郡山市・鳥取市小学生交流事業、中山間地域ふるさと体験活動支援事業） ・ 情報モラル教育推進事業 ・ 教員用、教育用コンピューター（更新等の対応） ・ 体育館、研修室の管理と運用 ・ 教育情報の提供（HP、総合教育センターだより） ・ 研修用図書、DVD等の貸出 ・ 県教育委員会、他部局との連携 ・ 不登校対策 ・ いじめ防止教育に関すること ・ サポートルーム「すなはま」「レインボー」「かわはら」「懐」「オンラインサポートルーム」の運営 ・ 人権教育の推進 ・ 児童生徒交流体験事業（姫路市・鳥取市中学生交流事業、地域で学ぶ職場体験事業） ・ 福祉関係機関との連携
--	--

◇監査の結果

【意見】 軽自動車に係る長期継続契約の期間について

公用車として、軽貨物自動車が長期継続契約により、7年間のリース契約がなされている。

リース期間 令和2年6月1日から令和9年5月31日まで（84か月）

リース総額 1,653,960 円

「長期継続契約」とは、地方自治法第234条の3の規定に基づく契約のことである。行政の契約は通常単年度で行うものであるが、債務負担行為として予算で定めことなく、各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件として、複数年度にわたる契約を締結することができることを特徴とするものである。

この長期継続契約に関し、市は「鳥取市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」を制定し、その契約期間を原則5年以内と定めている。

（参考）鳥取市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

（長期継続契約の期間）

第3条 前条各号に掲げる契約における契約期間は、5年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

条例でこのように定められているにも関わらず、本件のとおり軽貨物自動車のリース契約期間を5年超とした根拠は、条例の下位規則である「鳥取市長期継続契約条例運用要綱」により、一部の契約について5年超の契約期間を認めているところにある。

(参考) 鳥取市長期継続契約条例運用要綱

第2条 (物品の賃貸借契約)

条例第2条第1号に規定する物品の賃貸借契約に係る物品の種類及び契約の期間は、次のとおりとする。

契 約 の 種 類	物品の種類	契約期間	
物 品 の 賃 貸 借	事務用機器（パソコン、ファクシミリ、複写機、プリンター、印刷機、コピー機その他）	5 年以内	
	情報システム（ハードウェア、ソフトウェア、情報端末その他）	5 年以内	
	設 備 機 器	L E D照明機器	8 年以内
		P C 教室のパソコン、電話交換機その他施設に 附属して設置される物品	5 年以内
	車両	7 年以内	
	試験・分析機器	5 年以内	
	医療用機器	5 年以内	

これによると、「設備機器 (LED照明機器)」が8年以内、「車両」が7年以内とされている。

この「車両」について一括して取り扱われているところ、車両にも複数の種類があり、特に軽自動車は普通自動車と比べ耐用年数は短い。「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」によると、小型車 (総排気量が0.66リットル以下のもの) の耐用年数は4年とされているのを踏まえると、要綱において、軽自動車を普通自動車等と同等に扱い、条例に定める原則の「5年以内」から、「7年以内」に延長する客観的な根拠が見当たらない。

「長期継続契約」は予算単年度主義の例外的な取扱いの一つである。年度を超えて長期にわたり高額の契約を締結するにもかかわらず、議会の議決を要することなく、また、債務負担行為として議決の対象にもならない「長期継続契約」は、その期間を可能な限り短くすることが望ましい。車両のうち軽自動車の契約期間は、現行要綱を改正し、条例の定める5年以内とするよう検討されたい。

教育用コンピューター活用事業費

◇事業の概要

G I G Aスクール構想に伴う新しい機器の導入や、パソコン機器のオペレーティングシステム（OS）の陳腐化等により、不用となった小・中・義務教育学校におけるコンピューター機器を不用品として処分している。

《廃棄対象物及び数量》

（単位：台）

学校名	サーバ	教員用 パソコン	児童・生徒用 タブレット	クラス用 タブレット	合計 数
河原第一小学校	1	1	35	3	40
西郷小学校	1	1	13	1	16
散岐小学校	1	1	15	1	18
瑞穂小学校	1	1	10	1	13
浜村小学校	1	1	35	3	40
逢坂小学校	1	1	12	1	15
東中学校	1	1	35	3	40
東中学校（のぞみ分校分含む）	-	-	6	1	7
西中学校	1	1	35	3	40
高草中学校	1	1	35	3	40
河原中学校	1	1	35	3	40
気高中学校	1	1	35	3	40
青谷中学校	1	1	35	3	40
福部未来学園	1	1	35	3	40
鹿野学園（流沙川学舎）	1	1	35	3	40
総合教育センター	1	1	35	3	40
計	15	15	441	38	509

上記以外に、無停電電源装置 15 台、ディスプレイ（LCD-MF223E BR）が 30 台、ディスプレイ（VL-179SSL）が 479 台、キーボード、マウスそれぞれ 494 台を処分している。

◇監査の結果

【指摘事項】タブレット等廃棄委託業務の随意契約について

コンピューター機器等の処分に当たり「小・中・義務教育学校教育用コンピューター等廃棄業務」として、業者 F へ委託している。（委託金額：2,737,130 円 契約日：令和 6 年 3 月 25 日）

業者 F とは随意契約とされ、随意契約理由は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項

第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とし、見積書の徴取も業者Fの1者のみとされた。なお、随意契約理由書には「校内コンピューター等の導入実績があり、設定情報を熟知していることが必要である。今回の作業を安全かつ速やかに行える唯一の業者であるため」と記載されていた。

まず、不用品として処分された機器のうち、児童・生徒用タブレット（計441台）は、対象校にて学習ツールとして児童及び生徒が共同で使用していたものであり、個人情報も含まれていないことから、業務に対応できるのは業者Fのみでないと考えられ、随意契約理由書にある「導入実績があり設定情報を熟知していることが必要」であるとは認められない。また、業者Fが処分対象となった全てのタブレットの導入に関与していないことから、随意契約理由書に記載された内容と事実とは異なる。

これらのことから、本件処分業務の委託契約については、鳥取市契約規則第21条の2（随意契約によることができる場合）第6号に照らすと、予定価格50万円を超えることから随意契約することができず、競争入札すべきものであった。

【指摘事項】 コンピューター機器等の処分手続きについて

コンピューター機器の処分業務について、専門業者Fから提出された請求書の明細は次のとおりであった。

◇請求書明細（要約版：監査人にて作成）

・データ消去及び再設定費用	1,750,200 円
・運搬費用	690,000 円
・買取値引き及び廃棄費用	
買取	△50,900 円
廃棄（プリンター）	99,000 円
小計	2,488,300 円
消費税合計	248,830 円
合計	2,737,130 円

これによると、処分対象機器の「買取」をしている表記が確認される。買取の単価は機器1台当たり100円（税抜）であり、対象機器は全部で509台（前頁「廃棄対象物及び数量」参照）であることから、全ての機器を「買取」したことが認められる。しかし、委託契約書における業務名は「小・中・義務教育学校教育用コンピューター等廃棄業務」となっており、「廃棄」か「買取（売却）」か判断ができないものとなっている。

なお、財産の処分にあたっては、鳥取市財産規則第42条（不用品の決定及び処分）において、次のとおり定められている。

(参考) 鳥取市財産規則

(不用品の決定及び処分)

第 42 条 使用の見込みのない物品又は修繕しても使用に耐えない物品については、不用の決定をすることができる。

2 不用の決定をした物品は、売り払わなければならない。ただし、売り払うことが不利又は不適當であると認めるもの及び売り払うことができないものは、廃棄することができる。

不用となった財産は、同条第 2 項により「売り払い」が原則とされ、同項但し書きにより廃棄を可能とする旨が定められているところ、「売り払い」か「廃棄」か判然としない本件の処分手続きは、不当な転売や転用、その他の不正使用の防止の観点から不適正である。

さらに、売り払いの手続きを行う場合、地方自治法第 210 条に定める総計予算主義の原則によれば、コンピューター機器の売却に係る契約と、データ消去及び再設定費用に係る契約を締結することが必要であり、それぞれ別の契約であると捉えた上で、市にとって最も有利となるような者と契約を締結すべきである。従って、本件にある売却とデータ消去等を一の契約にて同時に行うことは不適正であり、今後は避けるべきである。

【意見】 個人事業者との契約について

コンピューター機器廃棄業務の委託契約の相手方である業者 F は「個人事業者」である。これについて調査したところ、契約日時点においては、既に同個人を代表取締役とし、名称を個人事業の屋号と同じくする法人（株式会社 F）が設立され、いわゆる「法人成り」をしていることが確認された。

この場合、一般的に、個人事業者の事業は法人へ移管され、個人事業は移管とともに廃業すると考えるのが社会通念上相当である。つまり、市は、既に廃業している業者と業務の契約を締結していたことになる。

この場合、個人と、その同一の個人が代表取締役を務める法人は同じ事業を行えない（会社法第 356 条：競業避止義務）ことや、個人である相手方の所得（収入等）の帰属に関する税務上の問題などが挙がる。結果として、市として問題を抱える者との契約は望ましいものではなかった。

【指摘事項】 契約保証金の免除について

「小・中・義務教育学校教育用コンピューター等廃棄業務」の委託契約にあたり、契約保証金が免除されていた。

免除した根拠は、鳥取市契約規則第 32 条第 1 項第 6 号を適用しているが、業者 F の業務実績や契約金額から該当すると認められず、契約保証金を免除したことは不適正

である。

(参考) 鳥取市契約規則

(契約保証金の納付の免除)
第 32 条 契約担当職員は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
(略)
(6) 随意契約を締結する場合において、契約の性質上契約保証金を納める必要がないと認められ、又は契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

【指摘事項】 小中学校教育用機器保守業務に係る報告書の未受領について

◇事業の概要

業務名	小・中学校教育用機器保守業務等
執行場所	鳥取市立小学校 39 校及び中学校 13 校、義務教育学校 4 校
期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
委託金額	3,955,116 円
対象機器	サーバー、I P アクセスルータ、スイッチングハブ等

「小中学校教育用機器保守業務」は、契約書の仕様において、次のとおり定められている。

保守等仕様書
2 保守等方法
(1) 定期保守点検
乙は、委託期間中に 1 回、甲の指定する日に、乙の技術職員を派遣し、保守点検を行う。
4 保守等報告書の提出
乙は、保守等を行ったときは、直ちに甲が指定する保守等報告書を甲に提出し、その確認を受けるものとする。

仕様書にこのような定めがあるにも関わらず、令和 4 年度及び令和 5 年度の 2 か年度分の保守等の報告がなされていないことが確認された。仕様に沿い、報告書を受領し、履行確認を確実に行うべきである。

学校管理事務費（小学校）

◇事業の概要

業務名	小・中・義務教育学校教職員用サーバー機器保守業務
執行場所	鳥取市立小学校ほか 57 校
期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
委託金額	3, 276, 768 円
対象機器	サーバー、無停電電源装置

◇監査の結果

【指摘事項】教職員用サーバー機器保守業務に係る報告書の未受領について

「小・中・義務教育学校教職員用サーバー機器保守業務」は、契約書の仕様明細の「保守内容」において、次のとおり定められている。

保守サービス内容

障害予防のため、年に 2 回学校へ訪問し、定期点検（前期／後期）とウィルス検出ログの確認を行うこと

対応後は、現地担当者に書面による報告を行う。また、教育委員会へ対して、毎月対応結果の報告を行うこと

仕様書にこのような定めがあるにも関わらず、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年分の報告がなされていないことが確認された。仕様に沿い、報告書を受領し、履行確認を確実に行うべきである。

備品整備（学校給食センター）

◇事業の概要

市は、安全・安心な学校給食、おいしい学校給食を継続的かつ安定的に供給するため、学校給食センター及び学校備品を更新している。また、各学校給食センターの大型調理機器について、年次的な更新を図っているところである。

令和 5 年度実績 9, 592, 990 円

- ・消毒用保管庫更新、真空冷却機用ボイラー更新、給食センターエアコン設置、給食配送コンテナ更新、サイの目切り機更新、配膳室牛乳用冷蔵庫更新

◇監査の結果

【意見】給食センター機器の交換修繕に係る契約について

令和 5 年 4 月 17 日に、第一学校給食センターの消毒保管庫が経年劣化により故障した。この機器の交換のため、令和 5 年 6 月 5 日に専門業者〇と随意契約を行っている。

（金額：2, 059, 200 円）

この随意契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」を適用し、見積書の徴取先は 1 者で、専門業者〇からとされていた。専門業者〇のみとなった理由として、故障の判明後、専門業者〇を含む複数の専門業者（厨房機器の代理店）に直接口頭で打診したところ、他は在庫を有していないことや、納期の関係から受注辞退が相次ぎ、結果として専門業者〇のみであったとのことである。結果として令和 5 年 8 月 10 日に消毒保管庫の納品完了検査が終了し、稼働を始めたとのことであるが、緊急性を重視しながらも、最終納品まで故障から 4 か月弱を要している。

この納品までに時間を要した要因としては、消毒保管庫の交換作業に最大 1 週間を要するため、給食調理業務を行っていない夏期休暇中を納品時期に指定したこともあるが、それ以外にも、同センター内にある全 13 台の消毒保管庫等の各種機器の電気系統がリレー形式で連動しており、新たに交換導入する機器が、電気保安協会の定める規定値を超えないよう一定の適合性を求めるため、その検査に時間を要したからのことである。

しかし、本件のように故障や不具合が生じた際に、緊急性を重視した随意契約にも関わらず、納品まで 4 か月を要していた状況は、今後対応を改めるべきと考える。修繕交換が容易にできないものについては、故障の都度購入を検討するのではなく、機器の使用年数等を考慮し、修繕や交換の計画を立て、計画的に交換を行うなどの対応が望まれる。特に、本件において故障した消毒保管庫は導入から耐用年数を超えており、故障も経年劣化によるものであったことをみると、単にリスクの発現まで放置してただけに過ぎない。また、今後において故障対応の緊急時に対応業者がおらず、業者の選択の余地がない状況になるおそれも否定できない。

なお、第一学校給食センターにおける他の 12 機器（消毒保管庫等と電気系統がリレー形式で連動している機器）に関し、令和 5 年度中に行われた保守点検結果は次のとおりであり、現在もいくつかの潜在的な故障対応リスクを抱えていることがわかる。次のもの以外にも、冷凍冷蔵庫（H R F-150 S F）については、特定フロンを使用しており環境保護のため 2020 年に全廃され、早期に入れ替えを検討する記載も確認された。

	機器名称	結果（一部抜粋・加工）
1	システム食器洗浄機	全てのタンクの電磁弁が蒸気漏れしています。部品供給のことからも機器本体の更新のご検討をお願いします。
2	自動食器浸漬機	
3	自動食器供給装置	
4	食器整理装置	製造終了後からの年数経過により部品供給ができません

5	蒸気式食器消毒保管機	製造中止機器のため部品供給ができません
6	蒸気式食器消毒保管機	製造中止機器のため部品供給ができません
7	蒸気式食器消毒保管機	製造中止機器のため部品供給ができません
8	蒸気式食器消毒保管機	製造中止機器のため部品供給ができません
9	蒸気式食器消毒保管機	製造中止機器のため部品供給ができません
10	蒸気式食器消毒保管機	製造中止機器のため部品供給ができません
11	電気式器具保管庫	
12	電気式器具保管庫	

令和9年度から新たな給食センターが竣工・稼働する計画があるとのことだが、現在の給食の調理業務を停滞させないことも重要である。リスクはいずれ発現することを念頭に、現在の機器の正確な情報の把握と、それに沿った修繕計画の策定と対応が望まれる。

市体育協会等運営費補助金

◇補助金の概要

名称	鳥取市体育協会運営費補助金
目的	アマチュアスポーツの普及発展とスポーツ人口の拡大に努めるため、スポーツ関係機関・団体等との連携のもとスポーツに関する施策の企画及び運営を行う鳥取市体育協会に対し補助金を交付し、もってスポーツの振興と住民の健康増進に寄与する
補助対象経費	当該年度において協会が行う企画及び運営に要する経費
算定等	補助対象費（会費等の特定財源を除く）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する

◇鳥取市体育協会の概要

名称	鳥取市体育協会
所在地	鳥取市幸町71
目的	市内における体育団体相互の緊密な連絡協調を図るとともに、市民体育の普及発展を期し、市民の健康と体力の向上及びスポーツ精神を滋養する
実施事業	・加盟団体の強化発展を図ること ・スポーツに関する行事の実施及び施設の整備を促進すること ・市民体育祭、各種講習会当全市的事業を実施し、又は援助すること ・体育に関する調査研究並びに指導奨励を図ること

	・スポーツに関し、外部との連絡提携を図ること
--	------------------------

◇監査の結果

【意見】市長が代表者となっている団体との間における法律行為について

市は、鳥取市体育協会に対し運営費補助金を交付しているが、一部人件費等を補助対象とするものであり、団体の運営の円滑化を図っている。

現在、鳥取市体育協会の会長は、市長が務めている。鳥取市が、鳥取市体育協会に対し補助金を交付する行為は、互いの代表者が同一人物であるため、いわゆる利益相反行為に該当し、民法第108条（双方代理）の類推適用により、原則として無効となる。これは、市長が市体育協会を代表することで、補助金の交付により市が損失を受ける場合があるからである。

ただ、鳥取市体育協会が鳥取市体育協会会則に基づき副会長を代表者代理として補助金交付の手続きをしていることや、市においても決算等を通じて間接的に議会の承認を受けていることから、補助金を交付する行為は有効となっており、問題は生じていない。

しかしここで問題となるのが、今後において、市長が代表者となっている法人や団体との間における法律行為を行う際、その相手方となる法人や団体において、必ずしも利益相反行為に対応できるよう規程や会則が整備されているとは限らないことである。現在において、市は利益相反取引に直面した際、市から主体的に対応できるような制度が整備されていないため、今後のために、対応を可能とする指針等があると望ましい。

その内容の具体的例示としては、相手方に利益相反取引に対応できるような体制等がない場合、団体に対し規則改正を含めた体制整備を要請できることや、契約時にはそのことが分かるよう、規則の提出を求め、契約書に添付するなどといった対応が考えられる。

体育施設等省エネルギー改修事業費

◇事業の概要

体育施設等の省エネルギー化と市民の利用環境の向上を図ることを目的とし、体育館、農林業者トレーニングセンター14 施設において照明設備のLED化を実施する事業

◇監査の結果

【指摘事項】地域体育館天井用LED照明工事の随意契約について

地域体育館の天井用LED工事の指名競争入札3件に対し、それぞれ別の三者（K、L、M）が落札した。3件の入札は同日に、それぞれ午前10時から10分ごとに行われている。なお、本件は、同日実施の指名競争入札につき同種工事が複数あるときにその

順位を予め定め、順位が上位の工事で落札者となった者が、その後の入札参加資格を失う「取り分け方式」が採用されている。

後日、別の地域体育館の天井用ＬＥＤ工事２件の発注がなされた。これらはいずれも随意契約がなされているが、見積合わせをせず、先の落札業者のうち２者（Ｋ、Ｍ）とそれぞれ随意契約していることが確認された。なお、随意契約理由は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号「競争入札に付すことが不利なもの」としている。

随意契約を行った２者のうち、Ｋとの「体育館高天井用ＬＥＤ照明購入（中部）追加分」の契約に係る随意契約理由書には「先に入札により納入事業者を選定している中で、入札による請差が大きく生じたことから、商品の確保及び年度内に施工をするため、先述の入札による落札（納入）業者を随意契約先として選定する。」の旨が記載されているが、この理由をもって「競争入札に付すことが不利」との判断ができない。また、先の入札分とは工事現場（納品場所）が異なり追加工事とは捉えがたく、取扱うＬＥＤ製品の汎用性からみると、Ｋに追加発注が限定される理由がない。

さらに、一方の随意契約業者Ｍとの「体育館高天井ＬＥＤ照明購入（海洋の家体育館）」の契約に係る随意契約理由書には、同様に「先に入札により納入事業者を選定している中で、商品の確保及び年度内に施工するため、先述の入札による落札（納入）業者を随意契約先として選定する。なお、追加設置分の納品価格については、入札時の単価と同一の単価により納品」の旨が記載されている。また、先の入札結果をみる限り、製品の規格は多少異なるものの、基本的にはＭは最高価格を提示した者であり、「競争入札に付すことが不利」とする随意契約の根拠がない。

これらのことから、後日の２件のＬＥＤ工事については、随意契約によらず、新たな競争入札とすべき事案であった。さらに言えば、入札日から随意契約日まで一か月程度の短い期間であることや、随意契約理由書の記載のとおり後日のＬＥＤ工事は年度内の施工が優先されていることから、性急な随意契約の状況が見て取れる。このような状況は、計画だった発注案件である印象を受けず、計画的な執行が望まれるところである。

工事契約の概要

番号	件名	納品場所	契約方法	品名	金額 (円)	落札者
1	体育館高天井用ＬＥＤ照明購入（中部）	東郷体育館 河原町総合体育館	指名競争	天井高ＬＥＤ照明 (100W)	6,336,000	K
2	体育館高天井用ＬＥＤ照明購入（中部） <u>追加分</u>	岩倉体育館 湖南体育館 城北体育館 千代水体育館 末恒体育館	随意契約	天井高ＬＥＤ照明 (100W)	5,808,000	K

3	体育館高天井用LED照明購入（西部）	気高町農業者トレーニングセンター	指名競争	天井高LED照明 (100W)	7,653,800	L
		鹿野町農業者トレーニングセンター				
	上記工事の増工分			増額変更	717,600	
合計					8,371,400	
4	体育館高天井用LED照明購入（東部）	湖山西体育館	指名競争	天井高LED照明 (100W)	3,762,000	M
		富桑体育館				
		大正体育館				
		大和体育館		天井高LED照明 (80W)	3,988,600	
		浜坂体育館				
		計			7,750,600	
5	体育館高天井LED照明購入（海洋の家体育館）	海洋の家体育館	随意契約	天井高LED照明 (80W)	2,279,200	M

うち入札物件の詳細

番号	件名	入札年月日	時間	契約日	契約金額（円）	落札者	取扱業者
1	体育館高天井用LED照明購入（中部）	令和5年12月21日	10:00	令和5年12月27日	6,336,000	K	—
3	体育館高天井用LED照明購入（西部）	令和5年12月21日	10:10	令和5年12月26日	7,653,000	L	K
4	体育館高天井用LED照明購入（東部）	令和5年12月21日	10:20	令和5年12月27日	7,750,600	M	K, L

うち随意契約物件の詳細

番号	件名	契約日	随意契約先
2	体育館高天井用LED照明購入（中部）追加分	令和6年1月30日	K
5	体育館高天井LED照明購入（海洋の家体育館）	令和6年1月30日	M

指定文化財補助金

◇補助金の概要

名称	文化財の保存及び保護に関する補助金
目的	本市に所在する文化財の適正な保存管理とその活用を図るための事業に補助金を交付し、もって文化財保護の充実に資する

補助率	補助対象経費の額（本補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、その額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表第3号の経費については、20万円を限度とし、別表第4号の経費については、5万円を限度とする
-----	---

補助対象事業・補助対象者・補助対象経費

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費
指定文化財の保存修理事業	所有者等	報償費、旅費、需用費（食糧費は除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費
指定文化財の管理事業	所有者等、その他該当事業を行う個人・団体	報償費、旅費、需用費（食糧費は除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費
指定文化財、登録文化財又は未指定文化財等の保護啓発を目的として行う研修会	所有者等、その他該当事業を行う個人・団体	報償費、旅費、需用費（食糧費は除くが、講師等に対するものは対象とする。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費
登録文化財への登録申請	該当事業を行う個人・団体	報償費、需用費（食糧費は除く。）委託料
登録文化財の国庫補助事業対象事業	所有者等	報償費、旅費、需用費（食糧費は除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費

令和5年度実績 30件 交付額 15,870,000円

◇監査の結果

【指摘事項】指定文化財の補助金に係る交付額の変更理由について

「A神社祭礼行事用具修繕事業」について、その事業実施団体に対し本補助金が交付された。具体的には、A神社の祭礼行事において使用する「祭り提灯」等の新調費用を補助するものであるが、次のとおり変更決定がなされている。

当初交付決定 決定日 令和5年11月8日

事業費 388,960円 交付決定金額 97,000円

変更交付決定 決定日 令和5年11月28日

事業費 545,600円 交付決定金額 136,000円

変更の理由としては、補助事業者から提出された変更申請書によると「見積もりを取っていた提灯制作業者が対応できなくなったことから、別の業者に改めて見積もりを

とったところ、事業費が増額となったため。」とされている。

その見積書を閲覧したところ、変更前後とも同じ業者Bで単に金額が増額となっただけであり「対応できなくなった」とは直ちに読み取れなかった。詳細を確認したところ、その業者Bが祭り提灯等の制作を行うのではなく、その制作業者Cへ製作業務を再委託しようとしたが交付決定後にそのCが廃業していることが判明したため、その代わりに別の制作業者Dを依頼したところ、Dの見積金額が増えたことによるものであった。

これに対する担当課の対応としては、業者Bから事情の説明を受けたものの、Cの廃業事実や、Dの見積額等を確認しておらず、その事実を示す資料の保存がない。

本件については、単に業者Bが確実に業務を履行しうる製作者の選定を誤っていたに過ぎず、補助金の増額をしなければ補助事業を達成できない状況とは言えないことから、補助金交付決定額の変更の理由としては不適正である。かつ、その事実を示す資料の保存がないため、製作者の都合による、安易な補助金交付額の変更という印象を与えかねない。

文化の保護の観点から祭礼品保全の重要性は理解するものの、上限額がない補助金であるだけに、交付決定額の変更については、説明責任を果たすための慎重な対応が求められる。

【意見】指定文化財の補助金の変更承認に係る書類の保存について

国指定E寺院の庭園の管理事業について、次のとおり補助金が増額交付決定された。この変更申請に係る補助事業計画書を閲覧したところ、事業計画は変更前後とも同じであり、何をどのような理由で変更するのか書類上は読み取れなかった。

当初 交付決定日 令和5年4月3日

事業費 1,540,000 円 補助金交付決定額 385,000 円

変更後 変更交付決定日 令和5年5月30日

事業費 3,850,000 円 補助金交付決定額 962,000 円

(補助事業計画書の記載内容) ※変更前後とも同じ

補助事業の内容

庭園樹木の選定、整枝、施肥及び害虫駆除等主要庭園の維持管理を実施する

庭園背後の山林維持のための樹木伐採・枝おろし等の管理費

変更申請書に、E寺院の庭園管理事業を包括的に委託した造園業者の見積書が添付されていたが、当初見積より「石組管理」「水質管理」「構造物管理」などの作業が追加され、金額は2,310,000円増加していたことから、補助金交付額の変更は、これらの作業の追加によるものであることが推測された。なぜ追加されたか、なぜその委託先とし

て造園業者を選定したのかが不明であった。

このことについて担当課に確認したところ、変更がなされた背景として、令和4年度に文化庁に対しこの事業の補助金の予算要求をしたが全額が予算措置されなかったため、当初申請時には事業費を最低限とする計画としたところ、令和5年度に入り、文化庁が折衝に応じ当時の要求額を全額措置してくれたことから、予算要求どおりの計画に戻したということである。

そもそも、増額変更については、予算が確保できたからという理由だけでは、市民に対する説明としては不十分である。変更申請書の事業計画に変更はなく、単に造園業者から徴取した増額の見積書の添付のみで済ますことや、その造園業者の選定理由が不明であるなどの一連の書類の整備状況は、説明責任を果たせるものとはいえない。単に「予算ありき」の印象や、造園業者の都合による増額といった誤解を与える可能性もある。市民に対し説明ができるよう、補助金の変更決定に当たって十分な精査結果である旨を記録し、保存しておく必要がある。

歴史博物館管理費

◇事業の概要

市有の施設である「鳥取市歴史博物館」及び「鳥取市因幡万葉歴史館」は、その管理及び運営を指定管理方式によっている。指定管理者は公益財団法人鳥取市文化財団であり、指定管理期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間である。

◇鳥取市歴史博物館

施設の名称	鳥取市歴史博物館（愛称：やまびこ館）
所在地	鳥取市上町88
設置目的	市民が気軽に文化財に触れ、生涯にわたり愛護精神や郷土愛を培いながら、鳥取の歴史や文化を体系的に学べる学習施設
施設内容	常設展示室、特別展示室、研修室、喫茶コーナー、ミュージアムショップ、メディアルーム等
令和5年度実績	入館者数 26,227人 研修室利用者数 84人 支出実績 137,631,043円

◇鳥取市因幡万葉歴史館

施設の名称	鳥取市因幡万葉歴史館
所在地	鳥取市国府町町屋726
設置目的	大伴家持が万葉集最後の歌を詠んだ万葉の里であり、傘踊り発祥の地でもある国府地域を中心に歴史文化等が学べる、地

	域文化と観光振興に資する教育文化施設
施設内容	歴史本館、民俗館、民俗展示室、映像館、伝承館、万葉と神話の庭、時の塔
令和5年度実績	入館者数 26,305 人 支出実績 53,350,023 円

◇監査の結果

【指摘事項】鳥取市歴史博物館 指定管理料の返納基準について

「鳥取市歴史博物館」の指定管理料には、協定に基づき、資料購入費 5,000,000 円が含まれている。資料購入費とは、指定管理者が郷土の歴史・文化に関する資料や図書を購入するための費用であるが、この資料購入費は他の費目への流用ができず、年度協定書において、次のとおり定められ、未使用の剰余金は納付することとなっている。

「鳥取市歴史博物館及び鳥取市因幡万葉歴史館の管理及び運営に関する令和5年度協定書」

(修繕費等に係る不用額の返還)

第5条

2 (略) 乙が資料購入を全額執行せず当該購入費に多額の剰余が生じた場合には、乙は剰余金全額を、甲が指定する方法により、令和5年度決算終了後速やかに納付するものとする。

令和5年度における資料購入費の実績としては、資料購入件数は35件、金額にして4,986,566円であり、剰余金は13,434円とされていた。担当課はこの資料購入費実績について検査を行った結果、「多額の剰余が生じていない」と判断し剰余金の返納処理を行わず、その旨を「令和5年度鳥取市歴史博物館資料購入費の確定及び剰余金返納について（通知）」（発教文第45号令和6年4月9日）において「返納額0円」として指定管理者に対し発出しているところである。

この文書において、「返納額0円」とした根拠を、資料購入費の当初基準額と確定実績額の差額が「30,000円未満のため」と明記しているが、年度協定書においては「多額の剰余金が生じた場合には」と記載があるだけで、返納不要の基準額を30,000円とする根拠が存在しない。ついては、協定において具体的な数値をもって示すべきである。

イ 財産の管理

財産の概要

◇公有財産

市の所有する財産は、地方自治法第 237 条第 1 項により、「公有財産」「物品」「債権」「基金」に分類される。

(参考) 地方自治法

(財産の管理及び処分)

第 237 条

この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

財産のうち「公有財産」は地方自治法第 238 条第 1 項に定義されている。つまり、学校における建物施設は「不動産」として、学校施設内に設置された設備は「不動産の従物」として公有財産に該当する。具体的には、学校の校舎や体育館、及びそれに付随する電気設備、給排水設備、ガス設備、空調設備、昇降機設備などは全て「公有財産」として定義される。

(参考) 地方自治法

第 238 条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

◇備品

「備品」は、鳥取市財産規則第 27 条において分類される物品の一つとされ、その「物品」は、地方自治法第 239 条において、現金、公有財産及び基金以外のものや、自治体が使用のために保管する動産とされている。

(参考) 地方自治法

(物品)

第 239 条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの

(参考) 鳥取市財産規則

(分類)

第 27 条 物品は次の区分に分類し、別に定める分類表により整理しなければならない。

- (1) 備品 (2) 動物 (3) 消耗品 (4) 郵便切手類 (5) 原材料
- (6) 生産品 (7) 不用品

固定資産台帳について

◇固定資産台帳への登録基準について

市は、「鳥取市固定資産台帳資産計上基準及び評価方法」（令和元年 12 月 10 日）を制定し、上記「公有財産」等の台帳による管理を行っているところである。これは、「固定資産台帳」の整備における資産の計上基準や評価方法を、総務省が平成 27 年 1 月に定めた「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に定めるものを除いて、鳥取市が決定すべき事項を定めたものである。

これにより、市は、建物や工作物等の物品以外の財産については原則として取得価額又は再調達原価が 100 万円以上のものを、物品については重要物品として 100 万円以上（美術品は 300 万円以上）のものを、固定資産台帳に記載するよう定めている。

◇監査の結果

【指摘事項】固定資産台帳の登録漏れについて

この度の監査において、教育委員会事務局が所管する令和 5 年度の事業に係る執行につき、次の固定資産台帳の登録漏れが確認された。台帳に登録し、適正に管理を行っていく必要がある。

部署	品 名 等	数量	金額 (税抜：円)	納入学校名
教育総務課	天井吊形同時ツインエアコン SZRH280BAD	1	1,100,000	北中学校

教育総務課	パナソニック 8 馬力ツイン天井吊エアコン（ワーヤード）	1	2,500,000	湖山小学校
教育総務課	ダイキン 3 馬力天井吊型シングルエアコン×2 台	1	1,181,000	醇風小学校
教育総務課	三菱重工ビル用リフレッシュマルチ（12 馬力）	1	2,750,000	散岐小学校
教育総務課	鳥取市立湖東中学校長寿命化改良（建築Ⅰ）工事	－	700,660,000	湖東中学校
教育総務課	鳥取市立湖東中学校長寿命化改良（電気Ⅰ）工事	－	67,461,000	湖東中学校
教育総務課	鳥取市立湖東中学校長寿命化改良（機械Ⅰ）工事	－	112,252,000	湖東中学校
教育総務課	鳥取市立湖東中学校長寿命化改良（昇降機）工事	－	14,800,000	湖東中学校
教育総務課	鳥取市立湖東中学校長寿命化改良（Ⅰ）工事監理業務	－	16,100,000	湖東中学校
教育総務課	鹿野学園（王舎城学舎）受水槽更新	1	8,700,000	鹿野学園 （王舎城学舎）
学校教育課	湖東中学校工事済校舎への移転に伴う校内ネットワーク整備業務	－	3,200,000	湖東中学校
生涯学習・スポーツ課	小型除雪機 25 馬力 1100mm 級	1	2,360,000	さじアストロパーク
生涯学習・スポーツ課	鳥取市佐治町コミュニティセンター 2 階児童室、研修室エアコン設置	1	2,590,000	佐治町コミュニティセンター
生涯学習・スポーツ課	用瀬町民会館空調設備改修（機械）工事	1	33,878,000	用瀬町民会館
生涯学習・スポーツ課	用瀬町民会館空調設備改修（電気）工事	1	5,963,000	用瀬町民会館
生涯学習・スポーツ課	用瀬町民会館空調設備改修（建築）工事	1	4,438,000	用瀬町民会館
生涯学習・スポーツ課	松保体育館下水道接続工事浄化槽廃止⇒下水接続	1	4,285,000	松保体育館
生涯学習・スポーツ課	スポーツ用 LED 投光器へ交換	1	20,000,000	Axis ハードディスク システム
生涯学習・スポーツ課	鳥取市武道館 火災受信機取替工事	1	1,140,000	鳥取市武道館
生涯学習・スポーツ課	鳥取市立鹿野地区公民館 LED 化修繕	1	1,150,000	鹿野地区公民館
生涯学習・スポーツ課	鳥取市立浜村地区公民館 LED 化修繕	1	1,180,000	浜村地区公民館
生涯学習・スポーツ課	鳥取市民体育館再整備事業 体育館設計・建設分	1	4,860,048,567	鳥取市民体育館
学校保健給食課	壁掛型シングルエアコン	5	1,750,000	城北・世紀・浜坂・岩倉・美保南小
学校保健給食課	消毒保管庫	1	2,059,200	鳥取市立第一学校給食センター
文化財課	史跡鳥取城跡上棟式具（棟飾り）制作業務	1	1,000,000	鳥取市東町二丁目地内

文化財課	原寸大模型作成業務	1	2,590,750	鳥取市東町二丁目地内
文化財課	史跡鳥取城跡附太閤ヶ平周辺赤色立体地図	1	4,952,000	文化財課

◇所有権移転ファイナンスリースについて

リース契約のうちファイナンスリースとは、物件の利用者がその物件の販売者から当該物件を購入しようとする際に、リース会社に当該物件を購入してもらい、利用者がリース会社に対し購入代金に金利等の諸経費を加えたものをリース料として支払い、リース会社から当該物件を借り受けるものをいう。ファイナンスリースは、経済的には利用者に対する融資だが、法律的には賃貸借の仕組みを利用しているものであり、金融的側面と賃貸借的側面を併有するものである。

「鳥取市固定資産台帳資産計上基準及び評価方法」は、その経済的実質に鑑み、リース資産のうち、所有権移転ファイナンスリースについて資産計上の対象とするよう定めている。なお、市の行政活動で重要性の乏しいもので、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のものなど、重要性の乏しい所有権移転ファイナンスリースは資産計上対象外としている。

リース取引の区分と定義

区分		定義
リース取引	ファイナンスリース取引	次の①②の要件を両方満たすもの ① ノンキャンセラブル リース契約期間の途中で解約ができない ② フルペイアウト リース資産の使用に係る費用をリース資産の利用者が負担する
	オペレーティングリース取引	ファイナンスリース取引以外のリース取引

ファイナンスリースの区分と判定基準

区分		判定基準
ファイナンスリース取引	所有権移転ファイナンスリース取引	① リース契約上、リース期間終了後又はリース期間の途中で、リース物件の所有権が借り手に移転することとされているリース取引。 ② リース契約上、借り手に対して、リース期間終了後又はリース期間の途中で、名目的価額又はその行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利が与えられており、その行使が確実に予測されるリース取引 ③ リース物件が、借り手の用途等にあわせて特別の仕様により制作又は建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸し手が第三者に再びリース又は売却することが困難であるため、その使用可能期

		間を通じて借り手によってのみ使用されることが 明らかなリース取引
	所有権移転外ファイ ナンスリース取引	上記以外のファイナンスリース取引

◇監査の結果

【指摘事項】所有権移転ファイナンスリースに係る固定資産台帳の登録について

令和5年度においてファイナンスリース契約が継続している物件のうち、次のものについては、その契約書において、「賃貸借期間満了後の措置 無償譲渡」と明記されており、その所有権が市に移転することが確認できる。

さらに、契約書約款第8条第2項では、次のとおりフルペイアウトに関する記載が確認できることから、全て「所有権移転ファイナンスリース取引」と認められる。

(参考) 賃貸借契約書約款

(物件の保守等)
第8条 (略)
2 甲は、物件が常に正常な機能を果たす状態を保つための保守、修理及び点検等を必要に応じて行い、その費用を負担する。

については、これらは固定資産台帳に記載がなかったため、台帳に記載し、管理を行っていく必要がある。

部署	契約名称	リース総額 (円)	リース始期
	品名、場所等		リース終期
教育 総務 課	R3年度鳥取市小中学校自動芝刈機設置業務	4,200,900	令和3年6月1日
	芝刈機9台外		令和8年5月31日
教育 総務 課	平成30年度鳥取市立小学校空調設備賃貸借	42,910,560	平成30年12月1日
	美和、岩倉、若葉台小学校空調設備		令和5年11月30日
教育 総務 課	H30 鳥取市浜坂小学校空調設備	5,566,320	平成31年3月1日
	浜坂小学校空調設備		令和6年2月29日
教育 総務 課	平成27年度鳥取市立小中学校屋内運動場 LED照明賃貸借(一工区)	52,824,960	平成28年1月1日
	小学校9、中学校5校、教育センター		令和5年12月31日
教育 総務 課	平成27年度鳥取市立小中学校屋内運動場 LED照明賃貸借(二工区)	49,947,840	平成27年12月1日
	小学校9、中学校5校		令和5年11月30日

教育 総務 課	R4年度鳥取市小中学校義務教育学校防犯カメラ設備賃貸借	17,952,000	令和5年3月1日
	防犯カメラ全校		令和10年2月28日
学校 教育 課	鳥取市小・中・義務教育学校 GIGA スクール用端末等一式賃貸借	714,966,000	令和3年3月1日
	13 中学 4 義務教育校 5,270 台、39 小学校 9,184 台		令和8年2月28日
学校 教育 課	令和3年度鳥取市小・中学校電子黒板等賃貸借	13,884,000	令和4年1月1日
	液晶ディスプレイ一体型電子黒板 13 校 94 台		令和8年12月31日
学校 教育 課	令和4年度鳥取市小・中・義務教育学校電子黒板等賃貸借	19,311,600	令和5年3月1日
	液晶ディスプレイ一体型電子黒板 40 校 121 台		令和元年2月29日
学校 教育 課	鳥取市小・中・義務教育学校の教職員パソコン一式賃貸借	168,643,200	令和元年12月1日
	小中学校教育センター1,030 台		令和6年11月30日
学校 教育 課	鳥取市遷喬小学校ほか教育用コンピュータ等設備機器一式賃貸借	173,012,400	令和元年10月1日
	10 小学校、3 中学校、教育センター		令和6年9月30日
学校 教育 課	鳥取市立修立小学校ほか教育用コンピュータ等設備機器一式賃貸借	166,273,800	令和元年12月1日
	9 小学校、4 中学校		令和6年11月30日
学校 教育 課	平成30年度鳥取市小・中学校大型モニター及びモニター設置台賃貸借	22,550,400	平成30年12月1日
	稲葉山小学校外 14 校 110 台		令和5年11月30日
学校 教育 課	令和元年度鳥取市小・中・義務教育学校大型モニター等賃貸借	19,998,000	令和2年3月1日
	久松小学校外 15 校 124 台		令和7年2月28日
学校 教育 課	令和2年度鳥取市小・中・義務教育学校大型モニター等賃貸借	16,856,400	令和3年3月1日
	面影小学校外 22 校 97 台		令和8年2月28日

備品台帳について

備品台帳は、鳥取市財産規則第27条に定める「備品」について、その整理に資するため「備品取扱事務の手引き」（令和3年3月）に基づきシステムにて出納・保管状況を正確に記録したものである。

令和5年4月1日から、この「備品」について、次のとおり物品整理区分の変更がなされた。これに伴い、10万円未満で令和4年度以前から登録されていた備品は、令和5年から備品台帳において抹消されている。

	物品整理区分の変更内容
変更前	性質又は形状を変えることなく比較的長期にわたって使用し、保存することのできる物品 購入価格又は予定価格が1万円以上のもので、消耗品の定義に該当しないもの 1万円未満であっても公印である庁印・職印や消火器については備品とする。
変更後	性質又は形状を変えることなく比較的長期にわたって使用し、保存することのできる物品で、購入価格又は予定価格が10万円以上（税抜）の物品

◇監査の結果

【指摘事項】備品台帳の登録漏れについて

この度の監査において、教育委員会事務局が所管する令和5年度の事業に係る執行につき、次の備品台帳の登録漏れが確認されたため、台帳に記載し、管理を行っていくべきである。

部署	品 名 等	数量	金額 (税抜：円)	納入先
教育総務課	小型除雪機ホンダ HSS1170i (J)	1	560,000	修立小学校
教育総務課	中型除雪機ホンダ HSM1390i (JN)	1	780,000	倉田小学校
教育総務課	朝礼台	1	136,800	賀露小学校
教育総務課	木製展示架	1	161,500	倉田小学校
教育総務課	回転書架	1	154,400	世紀小学校
教育総務課	書架	1	160,000	北中学校
教育総務課	シュレッダー	1	153,000	高草中学校
教育総務課	絵画作品乾燥棚	1	102,700	浜坂小学校
教育総務課	パナソニック 3馬力天井吊型シングル (三相 200W)	1	560,000	富桑小学校
教育総務課	三菱電機 5馬力天井吊型ツイン (標準)	1	980,000	用瀬小学校
教育総務課	パナソニック 8馬力ツイン天井吊エアコン (ワ－ヤード)	1	2,500,000	湖山小学校
教育総務課	ダイキン 3馬力天井吊型シングルエアコン×2台	1	1,181,000	醇風小学校
教育総務課	Φ700 壁掛型交流式時計 SFC-703	1	164,800	河原第一小学校
教育総務課	パナソニック 天井吊型 1 方向吹出シングル	1	592,000	青谷小学校

教育総務課	パナソニック天井カセット2方向吹出型	1	720,000	稲葉山小学校
教育総務課	大雨浸水対策用止水板船山(株)パネテクター	3	432,000	湖南学園
教育総務課	イナバ物置 FXN-70HY 学校管理経費（小学校）	1	345,000	江山学園
教育総務課	イナバ物置 FXN-70HY 学校管理経費（中学校）	1	345,000	江山学園
学校教育課	久松小学校外7校 電子黒板	16	3,726,400	久松小学校外
生涯学習・スポーツ課	小型除雪機 25馬力1100mm級	1	2,360,000	さじアストロパーク
学校保健給食課	壁掛型シングルエアコン	5	1,750,000	城北・世紀・浜坂・岩倉・美保南小
学校保健給食課	壁掛型シングルエアコン	2	390,000	倉田・東郷小
学校保健給食課	壁掛型シングルエアコン	1	175,000	青谷小学校
学校保健給食課	壁掛型シングルエアコン	2	460,000	中ノ郷・津ノ井小
学校保健給食課	壁掛型シングルエアコン	4	818,000	久松・修立・日進小・千代南中
学校保健給食課	壁掛型エアコン	3	1,001,910	明德小1、国府中2
学校保健給食課	壁掛型エアコン	1	297,050	高草中学校
学校保健給食課	壁掛型エアコン	2	440,380	湖東中学校
学校保健給食課	壁掛型エアコン	2	460,660	東中学校
学校保健給食課	壁掛型エアコン	6	1,626,000	美保2・末恒小、江山、桜ヶ丘中2
学校保健給食課	壁掛型エアコン	1	281,000	賀露小学校
学校保健給食課	壁掛型エアコン	1	188,000	米里小学校
学校保健給食課	壁掛型エアコン	4	636,000	醇風2 遷喬1 富桑1
学校保健給食課	壁掛型エアコン	1	288,000	宮ノ下小学校
学校保健給食課	壁掛型エアコン	1	304,000	西中学校
学校保健給食課	壁掛型エアコン	1	272,000	中ノ郷中学校
文化財課	史跡鳥取城跡中ノ門復元櫓門解説用原寸大部分模型作成業務	1	2,590,750	鳥取市東町二丁目地内

【意見】所有権移転ファイナンスリースに係る物品の備品台帳登録について

「備品取扱事務の手引き」（令和３年３月）に則った備品の管理にあたり、市は、リース物品について、市出納室が作成した「備品管理におけるＱ＆Ａ」において次のように取り扱っていることから、当該物品の備品台帳への登録は行っていない。

（参考）「備品管理におけるＱ＆Ａ」より

Ｑ．リース物品の契約が終了し、無償譲渡された場合はどのように取り扱うか。

Ａ．リース物品及びリースアップ物品は備品として取り扱いません。

市出納室は、リース物品は、そのリース期間中、所有権は市に無く、リース期間終了後は無償により所有権が市に移転するため、このような取扱いとしたとのことである。しかし、所有権の有無にかかわらず、市が使用のために保管するものは一定の記録義務があることが、地方自治法第 170 条及び第 239 条において定められており、リース財産においても何らかの記録が必要であることがわかる。

（参考）地方自治法（一部再掲）

第 170 条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

一～三 （略）

四 物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）を行うこと。

五 現金及び財産の記録管理を行うこと。

六～七 （略）

（物品）

第 239 条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）

二 公有財産に属するもの

三 基金に属するもの

さらに、ファイナンスリースについては、次の事項を考慮する必要がある。

① リース物品は、その賃貸借期間中、善良な管理者の注意をもって保管する義務があること。このことは、市が締結した所有権移転ファイナンスリースに係る各賃貸借契約書の約款に次のとおり記載があることから確認できる。つまり、市は、リース物品の管理に際し、公的な立場として市民から一般的・客観的に要求される注意義務を必要とするため、備品台帳による管理による努力をすることが望ましいこと

(参考) 賃貸借契約書約款

(物件の保守等)	
第8条	甲は、善良な管理者の注意をもって、物件を保管又は使用するものとし、その本来の用途に反して使用し、又は甲の通常の業務の範囲以外に使用してはならない。

② 所有権移転ファイナンスリースは、法律的には賃貸借の仕組みを利用しているが、経済的には利用者に対する融資であり、財産を購入したものと同等であること。

③ 所有権移転ファイナンスリースに係る物品については、「鳥取市固定資産台帳資産計上基準及び評価方法」において、一定のものを資産計上（固定資産台帳への登録）の対象とするよう定めている。備品台帳においても物品（備品）の定義は変わらないはずであり、両台帳の考え方の統一を図るのが望ましいこと。

これらのことを考慮の上、所有権移転ファイナンスリースに係る物品について、その保全義務を果たす観点から、積極的に備品台帳に登録し管理していくことが望まれる。

なお、令和5年度中の事業執行に係る所有権移転ファイナンスリース物品が次のとおり確認されたため、併せて備品台帳への登録を検討されたい。

令和5年度において所有権移転ファイナンスリース契約が継続する物件

部署	契約名称	リース総額 (円)	リース始期
	品名、場所等		リース終期
教育総務課	鳥取市立小中学校自動芝刈機設置業務（ハスクバーナロボット草刈機9台）	4,200,900	令和3年6月1日
	鳥取市立遷喬小学校ほか8校		令和8年5月31日
教育総務課	R4年度鳥取市小中学校義務教育学校防犯カメラ設備賃貸借	17,952,000	令和5年3月1日
	防犯カメラ全校		令和10年2月28日
学校教育課	大型プリンター一式賃貸借	182,700	平成30年9月1日
	教育センター		令和5年9月30日

学校教育課	タブレット機器一式賃貸借	181,440	平成30年10月1日
	教育センター		令和5年9月30日
学校教育課	タブレット型パソコン機器一式賃貸借	369,360	平成31年3月31日
	教育センター		令和6年2月28日
学校教育課	液晶プロジェクター賃貸借	151,620	平成30年9月1日
	教育センター		令和5年8月31日
学校教育課	令和3年度鳥取市小・中学校電子黒板等賃貸借	13,884,000	令和4年1月1日
	液晶ディスプレイ一体型電子黒板13校94台		令和8年12月31日
学校教育課	令和4年度鳥取市小・中・義務教育学校電子黒板等賃貸借	19,311,600	令和5年3月1日
	液晶ディスプレイ一体型電子黒板40校121台		令和10年2月29日
学校教育課	平成30年度鳥取市小・中学校大型モニター及びモニター設置台賃貸借	22,550,400	平成30年12月1日
	稲葉山小学校外14校110台		令和5年11月3日
学校教育課	令和元年度鳥取市小・中・義務教育学校大型モニター等賃貸借	19,998,000	令和2年3月1日
	久松小学校外15校124台		令和7年2月28日
学校教育課	令和2年度鳥取市小・中・義務教育学校大型モニター等賃貸借	16,856,400	令和3年3月1日
	面影小学校外22校97台		令和8年2月28日
文化財課	令和4年度ノートパソコンの賃貸借	950,400	令和4年8月1日
	ノートパソコン1台		令和9年7月31日
文化財課	令和5年度パソコン賃貸借	1,458,600	令和5年12月1日
	ノートパソコン2台		令和10年11月30日

(2) 学校における指摘事項及び意見

ア 共通事項

公費外会計について

◇公費外会計の概要

公費外会計とは、教育活動の充実・発展という学校の目的を達成するため、学校教育活動上必要となる経費として、保護者又は関係団体から預託され、学校もしくはPTA等の団体において徴収される「学校徴収金」につき、その事務処理を行う会計である。

学校徴収金は、公費でないとはいえ、公費に準ずる取扱いとし、適切な方法による事務処理を行い、保護者等への細やかな説明責任を必要とする。この考えに基づき、公費外会計は、その徴収金の種類や性質ごとに区分経理を行っている。

これらのことから、市教育委員会は、平成29年4月1日に、公費外会計に関し「鳥取市立小・中・義務教育学校における公費外会計等取扱要綱」（以下「公費外会計等取扱要綱」という。）を施行し、公費外会計の取扱いについて必要な事項を定め、各学校に周知している。

さらに令和2年4月に「鳥取市立小・中・義務教育学校公費外会計取扱ガイドライン（マニュアル）」（以下「公費外会計取扱ガイドライン」という。）を策定することで、公費外会計に係る事務処理手順や様式を示し、公費外会計に係る事務の円滑化を図っているところである。

（公費外会計の体系区分の例）

公費外会計 等	公費外会計	教育活動費会計	学年・学級会計
			教材費
			校外活動費
			生徒会費
		団体会計	P T A会計
			その他の団体会計
		購買会計	
	指定物品		

【意見】委員会の要綱の整備について

公費外会計等取扱要綱第6条では、公費外会計等検討委員会の設置義務が定められている。

(参考) 公費外会計等取扱要綱

(公費外会計等検討委員会)

第6条 公費外会計等の適正執行に資するため、校長は、校内に公費外会計等検討委員会を設置しなければならない。ただし、校内に予算委員会等が設置されている場合は、それに代えることができる。

学校への訪問調査の結果、全ての学校で公費外会計等検討委員会又はそれに代替するものが設置・運営されており、現状において特に問題は生じていないことが確認された。ただ、各校において「〇〇学校公費外会計等検討委員会設置要綱」が設けられているにも関わらず、その委員会は実働がなく、別名称による委員会が実働しているなどの事例が確認されたため、実態に即した要綱の整備を図ることが望ましい。

◇現金の取扱いについて

【意見】現金の取扱いの抑制について

公費外会計の支出事務に関しては、全ての学校に共通し、現金取引が主となっているが、その取扱いの抑制を検討すべきである。現金の取扱いは、具体的には、事務職員による金融機関からの現金の払い出し、現金の運搬、業者への支払い、残金の金庫への保管といった作業が生じる。このような現金の取扱いは、最も簡単で単純な方法である一方、リスクやデメリットを伴い、次のような事項が想定される。

(想定されるリスク及びデメリット)

- ・金融機関において引き出した現金は、運搬時や、学校内での保管時において、盗難や亡失などのリスクを抱えていること。金融機関からの現金払い出し事務に関しては、銀行と学校の移動運搬の際、できる限り職員単独で行わず、複数人で行うなどの対策が望ましいが、人的資源に限りがある学校事務現場としては対応が容易でないこと。
- ・振込や送金と異なり、支払い事実を証明する手段は紙媒体の領収証のみとなり、書類の隠蔽や偽装が容易で、横領や着服などの不正リスクを有すること。複数人体制による確認作業は一定の牽制になるものの、先述のとおり人的資源に限りがあること。
- ・金融機関への移動、その他業者支払いなどで、従事者の時間ロスが生じ、教職員への本業へ影響していること。また、これが教職員による立替払いの常態化の要因の一つとなっていること。

このようなリスクとデメリットを抱えながらも、現金取引を主とせざるを得ない要因の一つに、学校において、送金（振込）手数料の財源が不足していることが挙げられる。しかしながら、そのことを理由に、これらのリスクに対し将来的にわたり未対応であることは、不正防止の対策や事務の省力化が進展しないことを意味する。ついては、

何らかの形で手数料相当の財源を確保することができるよう、検討を進められたい。

【指摘事項】現金出納簿の整備について

金庫に現金が保管されている事例が多く確認された。主に業者支払いに備え、一時的に現金を保管しているものであるが、現金の実保管がなされているにも関わらず、「現金出納簿」が整備されていない。

先述のとおり、現金の取扱いの縮小は推進されるものの、現金の取扱いが全くなくなるわけではないため、「現金出納簿」を備置し、記帳していく必要がある。そして、その「現金出納簿」の残高と実際の現金在り高を実査し、突合作業を高い頻度で行うべきである。

◇預貯金の取扱いについて

公費外会計については、各学校における全ての会計に、それぞれ一つ以上の専用の預貯金口座が設けられている。

預貯金通帳は、平時は事務職員が取り扱う。預金口座から現金を払い出しする際は、支出伺い書の決裁過程を経た後、学校長が保管する金融機関の届出印を使用することで、事務職員等が容易に払い出しができないよう内部統制を図っている。

預貯金口座の存在及び残高の確認は、「公費外会計取扱ガイドライン」に示された参考様式を基に、学校ごとに「通帳管理簿及び現金・通帳残高チェックシート」を作成し、一元管理するとともに、学校長による定期的（年3回）な残高チェックがなされている。

令和〇年度 鳥取市立〇〇〇学校 通帳管理簿及び現金・通帳残高チェックシート

検査年月日 現金・通帳残高									令和 年 月 日 令和 年 月 日 現在					
整理 番号	団体・事業 等の名称	担当者	口座名義	金融機関名	支店名	口座番号	印鑑保管者	通帳保管者	現金 残高(円)	預金通帳 残高(円)	合計(円)	特記事項 備考	通帳・現金 保管状況	検査印 (校長)
例)	第1学年会計	担任 〇〇〇〇	鳥取市立〇〇学校 校長 〇〇〇〇	〇〇銀行	〇〇	1234567	校長 〇〇〇〇	事務職員 〇〇〇〇	0	35000	35,000	無利息通帳	適・不適	
1													適・不適	
2													適・不適	
3													適・不適	
4													適・不適	
5													適・不適	
6													適・不適	
7													適・不適	
8													適・不適	
9													適・不適	
10													適・不適	
11													適・不適	
12													適・不適	

【指摘事項】 残高証明書の取得について

各学校において、年間を通して預貯金の動きのない会計があることが確認された。通常、預貯金の取引履歴は、預貯金の通帳に記帳（印字）されることとなるが、年間を通じて取引がない場合、その通帳等は記録がなく空白となる。その場合、年度末における預貯金残高の確認の際、空白であることについて、記帳がなされたのか、又はなされていない結果なのか、客観的な証明がないまま残高チェックを行っていた。年間を通して動きがなく、年度末残高が通帳記帳のみでは正確に判断ができない口座については、金融機関から残高証明書を取得し、預貯金の残高を正確に把握するとともに、学校長によるチェックに確実性を持たせるべきである。

【指摘事項】 団体会計に係る銀行届出印の管理について

P T A会計やO B会会計など、公費外会計のうち団体会計（学校外の第三者名義）の預金口座について、公印でない銀行届出印が各校において保管されていることが確認された。これらは、各団体からの預り財産であり公印でないため、どこにも登録されないまま、学校長等により、単に事実上保管されているのみであった。適正かつ客観的な管理に資するため、預かっている団体会計の印について、管理簿などの管理状況を把握するものを整備し、記録し、かつ定期的に保管チェックを受けることが望ましい。

◇立替払いについて

【指摘事項】 立替払いの基準の整備について

現地監査を行った全ての小中学校の公費外会計において、その必要経費につき、教職員個人による立替払いが常態化している。本来立替払いは、公費外とはいえ、緊急の場合など真にやむを得ない場合に行われるべきものであるが、各学校において、その緊急性や必要性、手段や方法等に疑問が生じる事例が散見されたため、経費執行の統制上、その状況は少しでも解消されるのが望ましい。

このことは、市教育委員会による「平成 30 年度公費外会計定期検査の結果について」（発教総第 630 号平成 31 年 3 月 4 日）においても、「緊急を要する場合を除き、極力、立替払いをなくすよう努めること。また、やむを得ず立替払いを行った場合は、すみやかに精算すること。」と各学校長宛に通知されていることからわかる。

このような通知がなされているにもかかわらず、緊急性や必要性に疑問が生じる立替払いが無くならない要因の一つとして、立替払いに関する一定の制限を示す共通ルールが存在せず、現場において立替払いの要否に関する判断基準が存在しないことが挙げられる。小・中・義務教育学校の全体に共通した立替払いの要否に関する基準を示し、少しでも多く不必要な立替払いの抑制を図る努力をすべきである。

なお、基準において求められる項目は、例えば次のものが考えられる。

- ・立替払いの条件（予算・財源の有無、緊急性・必要性の説明、金額の上限）
- ・立替払いの手段（個人に便益がもたらされることのない支払い手段の指定）
- ・精算手続き（精算期限、立替払いの理由の記録保存など）
- ・立替払いの管理（年間集計、市教育委員会への報告、情報共有）

また、立替払いの抑制のために、仮払い制度を導入することも有用と考えられるため、検討を進められたい。

◇決算について

【意見】収支報告書の作成基準について

公費外会計等取扱要綱においては、収支報告書の作成と報告について次のとおり定められている。

（参考）公費外会計等取扱要綱

（収支の報告）

第 13 条 担当者は、金銭出納簿、預貯金残高及び収支に係る証拠書類を確認の上、各年度末において収支報告書を作成し、速やかに校長に報告しなければならない。

この度の監査において、調査対象学校では、要綱に関わらず、公費外会計の収支報告書の作成が徹底されていないことが確認された。特に、収支報告書が作成されていない事例は、年度内における預貯金口座の入・出金額が同額である会計、いわゆる資金通過会計について多くみられた（例：スポーツ振興センター掛金会計）。

このことは、『令和3年2月5日鳥取市学校共同学校事務共同実施責任者会』において市教委から「会計報告書は全ての会計で必要と考えるものの、就学援助会計やスポーツ振興センター掛金会計など予算の通過のみの会計は必要としない」旨の回答があったことも影響していると考えられる。

本来は、公費外会計等取扱要綱のとおり、全ての会計において、収支報告書を作成することが望ましい。しかし、収支報告書の作成の要否判断が学校により異なり、一般的に重要とされる会計で作成されていない事例も散見され、学校ごとにその対応のばらつきと混乱がみられるとともに、共同学校事務室の相互監査においても、対応に全く一貫性がなく、監査業務の公正性に疑問を感じざるをえない。収支報告書の作成の要否について、公費外会計取扱ガイドラインを見直し、収支報告書の作成要否の判断基準をおりこむなど、決算事務の統一化を図られたい。

◇監査について

公費外会計の監査について、公費外会計等取扱要綱においては、次のとおり定められている。

(参考) 公費外会計等取扱要綱

第 14 条 (監査等の実施)

校長は、公費外会計の執行に関し、別に監査の実施に関する定めが設けられている会計を除き、第三者の監査を受けなければならない。

また、PTAを始めとする団体会計について、その団体が監査人を設置している場合には、その監査人による監査が実施されている。

なお、小・中・義務教育学校の公費外会計の監査については、中学校区毎に「共同学校事務室」を設置し、学校事務職員による会計の相互監査を行い、その監査結果は、市教育委員会事務局担当課へ報告している。

【指摘事項】 第三者監査の実施について

PTA等の団体会計で別の監査がなされている場合を除き、全ての学校の公費外会計で第三者による監査が実施されていないことが確認された。

共同学校事務室の相互監査は実施されているものの、学校事務職員間で行うこの相互監査は、中学校区内において、いわば身内で行うものに過ぎず、純然たる第三者による監査ではない。なお、「公費外会計等取扱要綱」が平成 29 年 4 月 1 日から施行されたことから、平成 30 年 11 月に教育委員会事務局が市内の全小・中・義務教育学校に対する検査を実施していることが確認されたが、その後、これまで教育委員会事務局による監査は行われておらず、共同学校事務室による相互監査のみの実施となっている。

第三者による監査が継続実施されていない現状について、『令和 3 年 2 月 5 日鳥取市学校共同学校事務共同実施責任者会』において、既に学校事務職員側から、校内や共同学校事務室による相互監査だけでは十分な監査ではないこと、内部監査による問題点を報告しているがその後の教育委員会としての対応が不明であることなど、監査の公正性について疑問を投げかけられているにもかかわらず、市教育委員会事務局は「市教委による監査は予定していない」と回答したのみで、第三者監査の実施に向けた体系だった動きはみられない。

このような中、学校の訪問調査を行ったところ、公費外会計につき、経理が全く未処理の会計や、出納簿が未作成である会計、収支報告書に瑕疵がある会計、簿外の預金口座の存在が確認された会計など、不適正な事例（詳細は後述）が数多く確認される実態を鑑みると、市教育委員会事務局は、第三者による監査の重要性を強く認識すべきである。不正が発生してからでは遅く、早期かつ積極的に公費外会計の監査の在り方に関与

し、独立性と客観性をもった第三者による監査実施体制を具体化すべきである。

備品等について

◇郵券等の現金同等物について

学校が使用する郵便切手等については、毎年度残高と必要枚数を教育委員会事務局担当課が取りまとめ、各校へ給付している。学校においては、財産管理規則第 30 条の 2 第 2 項 3 号に定める「郵便切手・金券類受払簿」を備え付け、記録することとしている。

この度の学校の訪問調査で、郵便切手の保管状況や受払簿の記帳状況を確認したところ、いずれの学校においても問題は認められなかった。

◇動物飼育について

学校が飼育管理する動物については、財産管理規則第 30 条の 2 第 2 項 2 号に定める「動物整理簿」を備え付け、記録することとなっているが、学校の実地調査の結果、各学校には小動物（メダカ、亀）の飼育が確認されたが、特段に動物整理簿に記録すべき状況ではなく、問題は認められなかった。

◇鍵管理について

【意見】鍵管理台帳（一覧表）の作成について

各学校とも、教室や執務室の鍵については、職員室の壁面等に管理箱を設置し、その中に吊り下げられ保管されていた。

鍵は一般的に重要な物品である。鍵の管理簿等がない学校については、管理簿等を整備し、管理していくのが望ましい。

◇備品（ピアノ）について

先述のとおり令和 5 年度から備品の整理区分が変更となった。「備品取扱の手引き」により、備品を「性質又は形状を変えることなく比較的長期に渡って使用し、保存できることのできる物品で、購入価格又は予定価格が 1 点 10 万円以上のもの（税抜）」を新たな「備品」の定義とし、備品台帳への登録を義務付けることとしている。

そこで、小・中・義務教育学校の備品台帳を確認したところ、備品台帳を令和 5 年度に新たに区分整理する際、令和 4 年度に備品台帳の取得価格等が「0 円」又は「空白」であったものは全て抹消され、引き継がれていないことが確認された。明らかに取得価格等が 10 万円以上であるものもあり、備品台帳の新たな区分整理にあたり、価格調査が不十分のまま抹消されている事例が見受けられた。

特に、学校現場における物品の中でも、性質又は形状を変えることなく長期に渡り使用し、価値が高額となるピアノ（調律を要するグランドピアノ又はアップライトピアノ）は、購入価格（寄贈を受けたピアノはその推定価格）が 10 万円以上であることが推定

されるものの、多くが抹消されていた。そのことから、小・中学校の訪問調査において、ピアノ設置の実態確認を行った。

【指摘事項】ピアノの備品台帳への未記載について

ピアノの実地調査の結果、現物の設置台数と備品台帳の登録数との間に、次のとおり差異があった。併せて、教育委員会がピアノについて各校に対し配当しているピアノ調律費用の予算を確認したところ、その予算配当の計算基礎となる台数とも相違していた。結果として、備品台帳の登録数、予算配当の根拠台数及び実際の設置台数のいずれもが一致せず、ピアノの管理・把握が不十分である状況と言わざるを得ない。なお、調律費用の予算配当が不足している学校は、その財源をPTA会計に依存しているものや、未調律のまま未使用・遊休化しているものがある（詳細については後述）。

については、ピアノの保全や有効活用のため、まず備品台帳への登録を徹底する必要がある。

調査対象校における監査結果

(単位：台)

学校名	現物台数 (A)	台帳登録 (B)	予算措置 (C)	台帳との差異 (A) - (B)	予算との差異 (A) - (C)
浜坂小学校	3	3	3	0	0
中ノ郷中学校	2	2	2	0	0
東中学校	5	0	3	5	2
稲葉山小学校	3	2	2	1	1
桜ヶ丘中学校	3	3	2	0	1
北中学校	1	0	1	1	0
城北小学校	2	0	2	2	0
美保小学校	2	2	1	0	1
湖山小学校	3	3	2	0	1
南中学校	3	0	3	3	0
面影小学校	2	2	2	0	0
湖東中学校	4	2	3	2	1
計	33	19	26	14	7

◇備品（美術・工芸品）について

令和5年度から整理区分が変更となった備品のうち「美術・工芸品等」については、備品取扱事務の手引きにおいて「金額に関わらず備品として取り扱う。」とされた。つまり、美術・工芸品等は、その定義に適合するものは全て備品としての何らかの台帳管理をすべきとされたことから、学校の訪問調査において、美術・工芸品等の実態確認を

行った。

【指摘事項】美術工芸品の定義付けについて

「備品取扱の手引き」において、美術工芸品は金額に関わらず備品として取り扱うことは規定されているものの、学校現場においては、寄附や寄贈により取得し、作者や作品名、取得時期が不明のものが多く、その美術工芸品に関する情報が不足していることもあり、台帳登録の整理上苦慮している実情が確認された。

その実情もあり、「備品台帳」に登録された美術工芸品のうち、教育委員会が所管する数には次の表に記載したとおりの数にとどまっている。

令和5年度の「備品台帳」に登録された美術・工芸品の数

部 署 等	内 容	点 数
教育総務課	書画	1
生涯学習・スポーツ課	彫刻	3
文化財課	書画	322
小学校	書画、彫刻等	149
中学校	書画	24
福部未来学園	彫刻	1

一方、「備品管理におけるQ&A」において次のとおり記載があるとともに、別途「美術工芸品管理台帳」（以下、美術台帳という。）が存在し、担当課へ管理を委任していることが確認された。

（参考）「備品管理におけるQ&A」

Q. 美術・工芸品台帳を自課で作成しているが、その扱いはどうしたらよいか。
A. 美術・工芸品等についてはシステムで管理を行うため、台帳の作成は必須ではありませんが、担当課で必要に応じて作成し、管理を行ってください。

美術台帳は、条例や規則等に根拠を置くものではなく、各種事務連絡（平成19年11月20日付及び平成22年10月5日付）を基に、担当課が各学校に対し、美術工芸品の保管状況等を照会した結果の産物と認められる。学校という特殊性を考慮し、学校が保管する美術工芸品については、美術台帳が備品台帳を代替することに問題はないが、その場合、美術台帳に、備品台帳の登録要件に倣い、確実に登録されていることが必要となる。

しかし、その事務連絡がなされた平成22年以後において、美術台帳の更新は確認できず、監査日現在まで長期に渡り見直しがされていない。これにより、現状は、美術台

帳の登録点数と現状は一致せず不完全なままで、美術台帳は備品台帳の代替となりえていない。

まず、このような学校における美術・工芸品の登録管理が不完全な現状を是正するには、「備品取扱の手引き」などにおいて、美術・工芸品の定義に関する一切の記載がないため、まずは美術工芸品の定義付けを行うべきである。美術・工芸品の定義がないため、学校現場において実在する美術工芸品が、美術台帳へ登録すべきものか否か、全く判断ができないからである。

特に学校の美術工芸品は、学校自ら購入したものでなく、製作者等からの善意により寄贈（寄附）を受けたものが多い。購入金額などの客観的な数値がなく、美術台帳への登録判断に困難を伴うものである。よって、「備品取扱の手引き」等において、登録すべき美術工芸品の定義付けを急ぐ必要がある。なお、これに当たっては「鳥取市物品の寄附受納事務取扱要領」第3条2項において定められている寄附受納の可否の決定条件が、登録すべき美術・工芸品の定義づけの一つの参考になるのではと考える。

（参考）鳥取市物品の寄附受納事務取扱要領

（寄附受納の可否の判定）

第3条

第2項 寄附物品の内容が美術作品（絵画、書、彫刻、工芸品その他の美術作品をいう。以下同じ）の場合、前項各号の条件に次に掲げる条件を加えることとする。

（1） 国、県又は本市が主催、共催、又は後援する美術展において受賞した美術作品であること。

（2） 作品名及び作者名が判明している美術作品であること。

今般の学校の訪問調査にあたっては、美術台帳が各小、中学校の美術工芸品を管理する唯一の管理資料であることから、それをよりどころとして調査を行った。その結果については、学校ごとの事例として後述する。

◇理科薬品について

【指摘事項】理科薬品に係る在庫管理及び使用記録簿の備置と記録について

監査日現在において、薬品の入出庫や在庫状況を記録している使用管理簿が訪問調査を行った学校のいずれにもなく、薬品の開封日や使用状況が不明な状態であった。薬品の在庫表の作成が確認された学校も一部あったが、在庫表の作成日が不明瞭であったり、過去のものが確認できなかったりと、学校において薬品の取扱ルールが策定されていないこともあり、十分な薬品の記録管理を行っている学校は皆無であった。

開封後長期間放置された薬品は、劣化により意図しない反応を引き起こすリスクがある。過酸化物質や金属粉末などの化学反応性が高い薬品は注意が必要であり、特に揮発

性や反応性の高い薬品の劣化した状態での保管は危険を伴う。例えば、過酸化水素は分解しやすく、放置すると酸素ガスの発生により、密閉容器内での圧力が上昇し破裂の危険がある。

については、使用管理簿により、使用者と使用量が特定出来るよう、各薬品の入出庫に係る使用記録を行い、かつ定期的に、在庫状況や使用期限を把握し、薬品の管理を徹底すべきである。

【指摘事項】理科薬品に係る廃液及び廃棄物処理の規定策定と処分について

各校において、使用済み薬品や廃液が適切に廃棄処理されず、理科準備室内に放置している状況がみられた。酸性廃液やアルカリ性廃液が混合された場合、発熱反応やガス発生のおそれがあり、火気により爆発する危険を有する。適切な廃棄処理は薬品の管理上必須であり、廃液および廃棄物の処理手順を整備していない学校については整備するとともに、かつその手順に沿った処理を行うための費用（外部業者委託費）の予算措置を行うべきである。

【意見】理科薬品に係る地震対策の実施について

理科準備室および薬品庫内に耐震対策が施されておらず、地震発生時に薬品の落下や破損が起こる可能性がある。例えば、ガラス瓶に入った塩酸が地震で破損した場合、揮発性を有し、空气中に漏れ出す有毒な塩素ガスが発生し、人体（呼吸器）に有害な影響を与える可能性がある。塩素ガスは有毒であり、空气中に漏れ出すと退避を必要とする事態になる。

については、地震等災害による化学薬品の落下防止と破損による漏洩リスクを低減する措置をとられることを検討されたい。特に、ガラス瓶の薬品や反応性の高いものについては、固定装置の設置やプラスチック容器で二重構造にするなどの対策が考えられる。

【意見】理科薬品に関する安全教育について

化学物質排出把握管理促進法に基づくMSDS（化学物質安全データシート）を整備し、化学品の特性、薬品の危険性や安全情報を教職員と共有することで、事故防止意識の向上を図るのが望ましい。事故防止の意識向上については、理科の担当教員のための周知だけでは不十分であり、児童生徒の安全確保のため、学校全体として取り組むべきと考える。

イ 小・中学校

東中学校

◇学校概要

所在地	立川町六丁目 164 立川町五丁目 417（のぞみ分校）
創立	昭和 22 年 4 月 1 日 （鳥取県立第二中学校及び鳥取市立青年学校、美保農業専修学校の一部を借りて開校）
校訓	「身体を鍛え」「真理を求め」「素直に生きる」
学校教育目標	「目標に向け 未来につながる学力と人間力を高め続ける生徒の育成」 ～あったかい風をみんなで吹かそう～～つなげる・つながる～
生徒数	男 247 名 女 196 名 計 443 名 （令和 5 年 5 月 1 日現在。のぞみ分校含む）

◇監査の結果

【指摘事項】「鳥取東中特別会計」預金出納簿の未作成、預金残高確認漏れについて

「鳥取東中特別会計」は東中学校のＯＢに関連する団体会計である。この会計について、支出伺書及びその証票書類はあるものの、預金出納簿及び収支報告書の作成がなされていないことが確認された。加えて、この会計に関する預金口座が、「通帳管理簿及び現金・通帳残高チェックシート」に未記載であり、学校長による預金残高の確認がなされていなかったため、適正な管理を実施されたい。

【指摘事項】講師謝金及び謝金に係る源泉所得税の立替払いについて

市からの受託事業である「自立と創造の学校づくり推進事業（分校）会計」において、講演会の講師謝金及びその謝金に係る源泉所得税を立替払いしている事例が確認された。講師の来校日程や謝金の金額など、予め詳細が分かっているものであり、事前に資金が用意出来ることから、立替払いによらなければならない理由がないと認められる。

特に国税の納税に関しては、立替払いをした者の判断で行うべきではなく、学校が納付金額と納付期限を正確に把握することが必須であるので、源泉所得税の立て替え払いによる納付は避けるべきである。

【指摘事項】 ピアノ調律費用のPTA負担、未使用ピアノの活用について

定期的に調律を要するピアノ（グランドピアノ、アップライトピアノ）について、現物5台が確認されたが、ピアノ調律のために学校に配当された調律費用の予算は、3台分であり、それ以外の2台のうち1台の調律費用はPTA会計が負担しており、もう1台は未調律かつ未使用であった。

まず、ピアノの調律費をPTA会計が負担することについては、「公費外会計等取扱要綱」第4条における「受益者負担」の考えに照らすと適正とは言えず、公費負担とすべきである。

（参考）公費外会計等取扱要綱

（公費と公費外会計との負担区分の明確化）	
第4条	校長は、公費で負担すべき経費と、公費以外で負担すべき経費の区分の明確化を図り、公費外会計の会計処理を適正に行わなくてはならない。
2	前項において公費以外で負担することが妥当である経費は、受益者負担、原因者負担が妥当であることを判断基準とし、その経費の例は、別表2に掲げるとおりとする。

別表2（一部抜粋）

負担区分	経費の内容	具体的な費目の例
公費（国費・県費・市費）以外での負担を原則とするもの	生徒個人の所有物に係る経費 ・学校・家庭・いずれにおいても使用できるもの ・児童生徒個人が教材教具として使用するもの	・教材教具費等 （ワークブック、テスト類等） ・学校指定物品 （体操服、体育シューズ等）
	教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、又は、そこから生じる直接的利益が、児童生徒個人に還元されるものに係る経費	・実習費 （絵画、調理、手芸等実習材料） ・行事費 （修学旅行、遠足、観劇の参加費等） ・その他
	生徒会活動や部活動に係る経費	・生徒会費等 （生徒会主催の諸行事に要する経費、運動会・文化祭における諸経費等） ・部活動費 （大会参加費等）
	その他	・PTA会費 （PTA等団体の活動、管理運営費）

また、未調律かつ使用されていない1台のピアノについては、何らかの形で有効活用するか、不要な財産として処分するかを検討すべきである。

【意見】美術台帳の登録漏れについて

美術台帳に登録された美術工芸品と、現物との突合調査を行ったところ、次のものが登載されていないことが確認された。美術工芸品の定義付けの上、台帳の整理を進められたい。

場所	種類	題名	作者	摘要
校長室	書	あったかい風をみんなで吹かそう	—	—
校長室	書	—	—	水野五郎 寄贈
校長室	書	随縁素位	尾崎三良	—
校長室	書	堅・不撓	—	寄贈
校長室	壺	青磁の壺	—	—
廊下 1	絵画	—	—	家の絵
廊下 2	絵画	晩秋の大山	有澤一雄	—
廊下 3	絵画	—	—	山の絵
廊下 4	絵画	潮騒ぐ東尋坊	—	服部佳治 寄贈

【指摘事項】PTAによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて

PTAに係る団体会計である「教育振興費一般会計」及び「教育振興費特別会計」について、令和4年度中であるものの次の支出が確認された。

- ・上下黒板（上下スライド式五線無地黒板）設置（209,000 円）
- ・朝礼台（187,000 円）

これらの備品について、客観的な使用目的と使用状況に照らすと、事実上PTAからの寄附を学校が受け入れたものと認められる。寄附財産については、鳥取市財産規則第33条において、次のとおり定められているところ、本件についてはその寄附受納手続きが漏れているため、寄附受納手続きを適正に行う必要がある。

また、これらの備品は金額が10万円（税抜）以上であることから、その受納後、鳥取市の備品として、備品台帳への登録を行うべきである。

（参考）鳥取市財産規則

（寄附物品）

第33条 主管課長は、物品の寄附を受けようとするときは、寄附者から物品寄附申込書を徴し、物品取得等伺い書によりこれを受納しなければならない。

【指摘事項】薬品庫の施錠について

理科準備室に設置されている薬品庫に施錠がされていなかった。また、薬品庫に格納されていないその他の薬品が無造作に置かれており、安全管理上不適正である。薬品の盗難や不正使用、事故発生のリスクを防ぐため、施錠された薬品庫への格納を徹底されたい。

東中学校 理科準備室の様子（令和6年9月24日現在）



【意見】PTAで雇用する者の契約内容について

「教育振興費一般会計」について、令和5年度においては、PTAは事務補助員1名を雇用している。この雇用に係る労働契約書を閲覧したところ「従事する業務の内容」において、

- ・来客対応（電話対応、湯茶の準備、接待等）
- ・給食受入れ・配膳準備の補助

とPTA以外の学校事務も一部記載されていた。実際にこの業務に従事することはなく、記載にとどめているだけとのことであるが、労働契約書の法的重要性を鑑みると、記載があることは望ましいことではない。労働契約書においてはこれらを削除し、PTA等の団体事務と、学校における公務とは明確に区分すべきである。

南中学校

◇学校概要

所在地	興南町 91
創立	昭和 23 年 4 月 15 日
校訓	『真理 正義 友愛』「真理を愛し、正義を貫き、友愛に生きる」
学校教育目標	人権尊重の精神を基盤に置き、自主性・創造性に富み、知性を磨き、心身ともに健全で心豊かな生徒を育成する。 1) 自分でよく考え、正しく判断し、力強く行動できる生徒の育成 2) 仲間同士認め合い、互いに認め合う集団の育成 3) 勉学に励み、実践することによって、生き生きと活動する生徒の育成
生徒数	男 327 名 女 370 名 計 697 名 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

◇監査の結果

【意見】「過年度教材費積立会計」の統合について

「過年度教材費積立会計」は、過年度から未収金となっている教材費を回収する会計である。この会計は、回収した未収金の使途が明確でなく、預金残高（繰越金額）が滞留しつつある。（令和 6 年 3 月 31 日現在残高 704,723 円）

その残額を、どのような形で執行し活用していくかについて学校事務側が苦慮しているところであるが、一つの会計として独立する理由がみあたらない。有効活用、事務の簡略化の観点から、現年度の教材費会計に統合することを推奨する。

【意見】予め金額が判明しているものの立替払いについて

「3 学年会計」において郵便切手料金を立替払いしていることが確認された。郵便に関する料金は、日本郵便㈱から単価が公表され定められているものであり、使用数量がわかれば必要となる金額が予め計算できる。立替払いを必要とする根拠に乏しく、支出伺いの決裁後の購入とすべきである。

内容 : 郵便切手 (84 円×35 枚、10 円×33 枚、10 円×3 枚)

立替日 : 令和 6 年 3 月 3 日

精算日 : 令和 6 年 3 月 5 日

【指摘事項】「駐車料金会計」金融機関への届出印について

「駐車料金会計」は、教職員の通勤等に係る自家用車の駐車料金を徴収する会計である。南中学校は、駐車場の一部の敷地を個人所有者（地主）3名から賃借しており、教職員から徴収した駐車料金を駐車料金会計からその個人へ地代として支払うこととなっている。

監査を行ったところ、この会計の預金口座の名義が「南中学校駐車料金（甲）」と事務職員「甲」の個人名義であり、かつ金融機関に届出された印は甲の認印であることが確認された。かつ、その認印は甲が自身のデスクに格納しており、甲の判断で、容易に金庫内にある預金通帳と合わせて使用できる状況であった。

駐車場敷地の賃貸借は、教職員個人の契約でなく、「学校長」と「地主」との契約となっているため、第一義として学校が賃料の支払い義務を負う。については、金融機関への届出印は職員個人のものとせず、学校として体系的に管理できる印（公印が望ましい）とし、かつ、印と通帳を同一人が容易に使用できないよう、管理者を分けるべきである。

【意見】美術台帳の登録漏れについて

美術台帳に登録された美術工芸品と、現物との突合調査を行ったところ、次のものが登載されていないことが確認された。美術工芸品の定義付けの上、台帳の整理を進められたい。

場所	種類	題名	作者	摘要
校長室	書画	楽育英	矢部輝男	初代校長
校長室	書画	真理正義友愛	矢部輝男	初代校長
生徒玄関	書画	学道不二	—	
生徒玄関	書画	仁義礼智信	—	
生徒玄関	書画	真善美建富	—	
会議室	絵画	不 明	—	（鯉）
応接室	絵画	波の詩二	河野幸恵	
応接室	絵画	夏の日	中尾廣太郎	
応接室	絵画	不 明	—	（花と動物）
応接室	絵画	早春の大山	亀田正一	
応接室	絵画	稲葉山	松田晃八	
廊下	絵画	麒麟獅子舞う	谷川将樹	

北中学校

◇学校概要

所在地	東町三丁目 371 - 1
創立	昭和 22 年 4 月 29 日 (元鳥取市立久松小学校高等科校舎を転用)
校訓	『真理』 意欲的・主体的に学ぶ 『敬愛』 人間性豊かで思いやりを持つ 『根性』 健康で粘り強く最善を尽くす
学校教育目標	生徒が主役! 「あい」で生徒が成長する学校! ～具体性・実効性をもってプラス1～ ・確かな学力(「あい」で学びを深める) ・自己有用感(「あい」でつながる人間関係)
生徒数	男 221 名 女 186 名 計 407 名 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

◇監査の結果

【意見】 P T A 等による購入備品の寄附受納手続き漏れについて

令和 5 年度中に、次の会計においてそれぞれの備品購入が確認されたが、備品台帳に登録がないことが確認されたため、備品台帳への登録が必要である。

- ・「生徒活動支援基金会計」 ミラーレスカメラ (140,800 円)
テント (191,290 円)
- ・「北中学校会計」 グラウンド等整備用草刈機 (250,800 円)

また、「教育分科会(一般会計)」「P T A 関連会計」について、テント (191,290 円)を購入していることが確認された。これらについては、学校、P T A いずれの所有として取り扱うかが明確になっていないが、学校の備品として取り扱うのであれば、寄附受納手続きを行い備品台帳への登録が必要である。

【意見】 美術台帳の登録漏れについて

美術台帳に登録された美術工芸品と、現物との突合調査を行ったところ、次のものが登載されていないことが確認された。美術工芸品の定義付けの上、台帳の整理を進められたい。

場所	種類	題名	作者	摘要
新館 1 F 廊下	版画	ふとしたご縁で	長谷川富三郎	

湖東中学校

◇学校概要

所在地	湖山町北六丁目 323
創立	昭和 22 年 4 月 1 日 (学校組合湖東中学校創立・開校)
教育理念	社会の調和ある共存に寄与する人間を目指す
学校教育目標	人を大切にし 夢と志を持ち 知性と創造性豊かな生徒の育成
生徒数	男 305 名 女 275 名 計 580 名 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

◇監査の結果

【指摘事項】「合銀振込口座（緑化事業他）会計」経理書類の未作成について

「合銀振込口座（緑化事業他）会計」は、会計支出何書、収入調書、預金出納簿など一連の経理書類が作成されていない。この会計は、学校が収入した資金をそのまま他者へ支払う「資金通過会計」であるが、その資金の動きについて一切の証憑書類の保存がないことも確認された。取引の相手方の正確な情報が確認できず、著しく不適正である。この現状は不正行為の入り口と認識し、早急に是正すべきである。公費外会計の説明責任を果たすため、基本に則り、厳正な経理処理を実施すべきである。

【指摘事項】「保護者と教職員の会会計」（PTA）決算未承認について

「保護者と教職員の会会計」は P T A に関連する団体会計であるが、その決算内容が P T A 総会において決算承認されていないことが確認された。この会計は、P T A が収入した資金をそのまま P T A の他会計へ振替する資金通過会計であるため、P T A 総会へ諮ることを省略したものと推測されるが、同会計は、次年度に繰越すべき預金残高（残高 206 円）があることから、未承認の状態は不適正であり、P T A への説明責任を果たすため、P T A の承認を得るべきである。

【意見】振込による立替払いについて

「部活動積立会計」において、教職員個人の振込による立替が確認された。業者からの請求書に基づく振込による支払が可能な経費については、立替払いの理由が乏しい。事前決裁の上、学校が直接振込支払いをすべきと考える。

内容 : 宿泊料金等 生徒（8 名）引率者（2 名）分

令和 5 年 8 月 22 日・23 日

支払額確定（請求日）：令和 5 年 8 月 17 日

振込期日：令和5年8月18日

立替日：令和5年8月18日

立替金額：249,440円（うち送金手数料440円）

精算日：令和5年8月25日

【指摘事項】公印台帳未登録の公印について

湖東中学校の有する公印のうち、「鳥取市湖東中学校長之印」が公印台帳に登録されていないことがわかった。これは、毎年、教育総務課から発信される「公印の照合確認について（照会）」の文書に基づき調査票は提出しているものの、教育委員会事務局において登録漏れとなっているものであったため、登録を行われない。

【意見】美術台帳の登録漏れについて

美術台帳に登録された美術工芸品と、現物との突合調査を行ったところ、次のものが登録されていないことが確認された。美術工芸品の定義付けの上、台帳の整理を進められたい。

場所	種類	題名	作者	摘要
B 2 倉庫	書画	一若美	椿山	
B 2 倉庫	置物	—	—	鷹の置物

【指摘事項】施錠可能な薬品庫の導入について

理科室に設置されている薬品庫は、鍵が取り付けられておらず、施錠ができないものであった。かつ、現在湖東中学校は改築中であり、理科室は仮設建物によるものであるとはいえ、その理科室の一部の廊下側上部の窓が施錠されておらず進入が可能な状態であり、安全管理上、適正ではない。薬品の盗難や不正使用、事故発生のリスクを防ぐため、施錠を可能とする薬品庫の導入と、理科室を含めた施錠を行い、薬品の厳重管理を徹底されたい。

桜ヶ丘中学校

◇学校概要

所在地	桜谷 227
創立	昭和 55 年 3 月 1 日
校訓	自主・創造・友愛
学校教育目標	人間力の桜ヶ丘 ～社会で生きる人づくり～
生徒数	男 271 名 女 226 名 計 497 名 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

◇監査の結果

【指摘事項】「生徒会会計」経理資料の保管について

「生徒会会計」について、この度の監査に際し令和 4 年度分における支出伺い書などの経理書類やその証票書類の提出を求めたところ、校内において資料が見当たらず、監査を行うことができなかった。

令和 4 年度終了時点では資料は存在し、共同学校事務室による監査を適正に受けたとのことであるが、今般の訪問調査において提出要求に応えることができない状況は、公費外会計等取扱要綱第 16 条に定める証拠書類等の保存の義務に反するものであり、著しく不適正である。再発防止に向け、校内における管理体制の根本的な見直しをすべきである。

(参考) 公費外会計等取扱要綱

(証拠書類等の編さん及び保存)

第 16 条 金銭出納簿、収入および支出の証拠書類等については年度別、証拠書類等の種類ごとに編さんし、特別な定めのあるもののほか、5 年間保存しなければならない。

【指摘事項】「生徒会会計」収支報告書の会計締め日について

「生徒会会計」の令和 5 年度分の収支報告書が令和 6 年 2 月 29 日までの集計数値で作成されており、令和 6 年 3 月 1 日以降の取引が反映されていない。公費外会計等取扱要綱により、収支報告書の締め日は任意に設定できるものではない。

(参考) 公費外会計等取扱要綱

(会計年度)

第 3 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わるものとする。

結果として、収支報告書に記載された「次期繰越額」と実際の預金残高(令和6年3月31日現在)が不一致となっていた。

収支報告書次期繰越額	47,501 円 (2/29 残高)
<u>預金出納簿及び預金の残高</u>	<u>54,881 円 (3/31 残高)</u>
差額	7,380 円

(収支報告書に未記載の取引)

令和6年3月7日	P T A会費 過年度分	2,700 円
令和6年3月1日	会費5月分、9月分	3,600 円
令和6年3月15日	会費9月分	1,080 円
計		7,380 円

なお、この会計は共同学校事務室における監査が実施されていると思われるが、この状況を見ると、監査が十分に機能しているとは言い難い。適正な決算のため、第三者による監査の早期導入が望まれる。

【意見】「補助教材会計」収支報告書の未作成について

「補助教材会計」で収支報告書が未作成であった。「補助教材会計」の結果は、各生徒の体力テストや実力テスト等の受検状況に応じ、保護者に対し、収支報告書とは別の形で個別通知を行っているとのことである。しかし、それとは別に、会計の重要性からみて、会計全体としての収支報告書は必要であるため、作成を徹底されたい。

【指摘事項】金券による謝金の立替払いについて

「2学年会計」において、「卒業生によるキャリア講座」の講師への現金での謝金に変え、金券(特定の飲食店で利用を可能とするギフト券)を立替払いにより購入していることが確認された。

まず、講演に伴う謝金については、講演の日時や謝金の金額が予めわかるものであるため、立替払いをする理由がない。また、謝金については所得税法に基づき所得税の源泉徴収が必要となるところ、金券で交付する場合においても同様であり、本件においてはその税額計算がなされておらず、その納付が漏れている。講演に係る謝金は金銭で支払うこととし、所得税の源泉徴収及び納付を適正に行う必要がある。

【意見】立替払いのまとめ精算について

「生徒会会計」において、立替払いの精算をまとめて行っている事例が確認された。科学実験部において活用する実験材料や書籍であるが、その立替払いをした期間は 10 月から翌年 1 月と約 5 か月数にわたり、件数は 15 件に及んでいた。なお、精算した合計金額は 33,194 円である。令和 6 年 2 月にまとめて精算を行っているが、会計の資金の統制上、立替払いの精算は、その都度行うべきである。

また、「生徒会会計」は各部門によって予算があり、各部門の担当者が予算の執行管理を行っているようであるが、立替払いの精算までの長期化と、精算をまとめる行為は予算統制上望ましいものではない。

さらに、本件の立替払いの領収書の一部について、コピーのみが保管されており、原本が保存されていなかった。領収書原本が他に不正使用されることを防ぐため、原本保存は必須である。

【指摘事項】未使用公印の台帳登録について

公印台帳において、2 件の「学校長印」が登録されているため現物を確認したところ、2 件のうち 1 件の現物が確認できなかった。その確認できなかった「学校長印」は現在使用しているものではないとのことであるため、公印台帳から削除すべきである。

また、それらとは別に、現在使用されておらず、公印台帳に記載のない「学校長印」の現物が 2 件存在した。使用しなくなった公印は、公印管守規程に基づき、適正に廃棄すべきである。

【指摘事項】金融機関届出印の管理について

一部の会計を除き、桜ヶ丘中学校では、金融機関への届出印は「鳥取市立桜ヶ丘中学校会計の印」を主としている。

学校が管理する印鑑は、公印のほか、P T A等の団体会計に関し団体から預かったものが中心となるが、今回確認された「鳥取市立桜ヶ丘中学校会計の印」はいずれに該当しない。本件の印は、台帳などにより登録管理されない「簿外印」となる。

(参考) 鳥取市立小学校及び中学校管理規則

第 40 条 公印は、学校印、校長印及び校長職務代理人印とする

金融機関に届け出た印は、預金の出納に影響する極めて重要な印である。公印を金融機関への届出印としない限り、その届出印は公印に準ずる重要な印として、何らかの台帳管理を行い、その印影の記録保存や、適正な管守者による保管を徹底する必要がある。

【指摘事項】ピアノの調律費用の P T A負担について

ピアノの現物台数は3台であるが、ピアノ調律のために配当された調律費用の予算は2台分であり、その他の1台分の調律費用はPTA会計が負担していた。

ピアノの調律費をPTA会計が負担することについては、公費外会計取扱要綱第4条で示すように、公費外会計による負担を可能とする判断基準である「受益者負担」の考えに照らすと適正とは言い難く、公費負担とすべきである。

【意見】美術台帳の登録漏れについて

美術台帳に登録された美術工芸品と、現物との突合調査を行ったところ、次のものが登載されていないことが確認された。美術工芸品の定義付けの上、台帳の整理を進められたい。

場所	種類	題名	作者	摘要
校長室	壺	—	—	—
校長室	写真	緑風清々	吉澤延尚	第10回「彩光写」展日本大判寫眞家協会
校長室	書	苟日新、日々新、又日新	—	大学一節 四書五経
応接室	絵画	不 明	YAMAGATA	風景（海、建物）
応接室	絵画	不 明	—	風景（さくら）

【指摘事項】PTAによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて

「PTA特別会計」で令和5年度中に支出したもののうち、次の備品が確認された

- ・職員更衣室エアコン購入設置（258,500円）

その客観的な使用目的と使用状況に照らすと、事実上PTAから寄附されたものを学校が受け入れたものと認められるが、その寄附受納手続きが漏れていた。適正な寄附受納手続きを行う必要がある。

また、これらの備品は金額が10万円（税抜）以上であることから、備品として備品台帳への登録も必要である。

【指摘事項】薬品の区分保管について

保管庫内において、酸性とアルカリ性の薬品が同一の場所に保管されていることが確認された。仮にこれらが誤接触した場合には、有害な反応や発熱による重大な事故につながる可能性がある。反応性の高い薬品は区分して保管し、特に酸とアルカリは異なる棚や専用の保管を徹底するべきである。

中ノ郷中学校

◇学校概要

所在地	浜坂東一丁目 22 - 17
創立	昭和 60 年 4 月
中心価値	信頼と自主行動は我らの願い
学校教育目標	「仲間とのつながりを大切にし、学ぶ姿勢と主体的行動力を備えた生徒の育成」 ～思いやりと自治～
生徒数	男 193 名 女 189 名 計 382 名 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

◇監査の結果

【指摘事項】「P T A 特別会計」「P T A 全国大会積立金会計」決算未承認について

令和 5 年度の「P T A 特別会計」及び「P T A 全国大会積立金会計」は、その収支報告書が P T A 総会にて承認がなされていないことが確認された。これらの会計は、それぞれ年度末において預金に残高を有しており、それを示す意味からも、P T A 総会に諮るべきである。

○令和 6 年 3 月 31 日現在預金残高

「P T A 特別会計」(877, 592 円)

「P T A 全国大会積立金会計」(350, 068 円)

【指摘事項】預貯金残高のチェック日について

「通帳管理簿及び現金・通帳残高チェックシート」の学校長による決算残高チェックが、令和 6 年 3 月 22 日に行われていた。公費外会計等取扱要綱では、会計年度の終了日が定められており、その終了日の 9 日前に行われていたことになる。確認の時点は、会計年度終了日前の任意の日を設定するのではなく、公費外会計等取扱要綱に定める年度の終了日とすべきである。

(参考) 公費外会計等取扱要綱

(会計年度)
第 3 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わるものとする。

【意見】美術台帳の登録漏れについて

美術台帳に登録された美術工芸品と、現物との突合調査を行ったところ、次のものが登録されていないことが確認された。美術工芸品の定義付けの上、台帳の整理を進められたい。

場所	種類	題名	作者	摘要
小会議室	絵画	待春	全日本美術協会平井義勝	S 63. 4 月 寄贈
校長室	絵画	不 明	—	下田隆資 寄贈
校長室	書画	—	shingai	田中昭雄 寄贈
校長室	絵画	不 明	—	林の絵
校長室	書	常不転	—	中西 敏 寄贈
校長室	絵画	鳥取砂丘	大塩忠雄	星見清晴 寄贈

【指摘事項】P T Aによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて

「P T A振興会計」で令和5年度中に支出したもののうち、次の備品が確認された

- ・教室使用ロッカー（233,000 円）

その客観的な使用状況に照らすと、事実上P T Aから学校へ寄附され、学校がその寄附を受け入れたものと認められるが、その寄附受納手続きが漏れていたため、適正な寄附受納手続きを行う必要がある。

稲葉山小学校

◇学校概要

所在地	卯垣二丁目 657
創立	昭和 28 年 8 月 11 日
校訓	「英知」「友愛」「剛健」
学校教育目標	「志をもち かしくく あたたかく たくましい児童の育成」
児童数	男 99 名 女 106 名 計 205 名 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

◇監査の結果

【指摘事項】「P T A一般会計」決算未承認について

「P T A一般会計」の経理処理は、学校が関与せず P T Aが行っている。稲葉山小学校としては、それ以外の「P T A健全育成費会計」と「P T A会費送金用会計」の 2 つの会計を担い、事務処理を行っているところである。

この 2 つの会計のうち、「P T A会費送金用会計」について、その収支報告書が P T A総会にて承認がなされていないことが確認された。この会計は、会費などを受け入れる資金通過会計であるが、会費を財源とした支出（振込手数料）が認められることから、その決算を P T A総会に諮るべきである。

令和 5 年度「P T A会費送金用会計」の収支状況

前期繰越額	478 円
会費収入	1, 058, 800 円
P T A一般会計へ振替	△1, 058, 800 円
振込手数料	△110 円
次期繰越額	368 円（令和 6 年 3 月 31 日現在預金残高）

【指摘事項】未使用ピアノの活用について

ピアノの現物 3 台に対し、ピアノ調律のために配当される調律費用の予算は、2 台分とどまっている。差数 1 台は未調律で、ピアノを使用していなかった。

未調律につき使用されていないピアノについては、遊休財産となるため、何らかの形で有効活用するか、不要な財産として整理するかを検討すべきである。

【意見】美術台帳の登録漏れについて

美術台帳に登録された美術工芸品と、現物との突合調査を行ったところ、次のものが登載されていないことが確認された。美術工芸品の定義付けの上、台帳の整理を進めら

りたい。

場所	種類	題名	作者	摘要
校長室	壺	—	—	—
校長室	絵画	不 明	—	雪と湖
一階階段	絵画	不 明	谷野哲二	磯（海と岩）

城北小学校

◇学校概要

所在地	田園町四丁目 324
創立	昭和 35 年 4 月 1 日 (中ノ郷小学校、千代水小学校を統合して仮称雁金小学校と称す。昭和 36 年 3 月 11 日城北小学校に改称)
校訓	「やさしく」「かしこく」「たくましく」
学校教育目標	「豊かな心 確かな学力を身につけ 実践力のある城北っ子の育成」
児童数	男 288 名 女 302 名 計 590 名 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

◇監査の結果

【意見】美術台帳の登録漏れについて

美術台帳に登録された美術工芸品と、現物との突合調査を行ったところ、次のものが登載されていないことが確認された。美術工芸品の定義付けの上、台帳の整理を進められたい。

場所	種類	題名	作者	摘要
校長室	版画	—	山下 清	
校長室	書画	夢	—	

美保小学校

◇学校概要

所在地	吉成一丁目 10 - 25
創立	明治 6 年 6 月 15 日 (邑美郡吉成小学校として)
校訓	「自主」「協力」「不屈」
学校教育目標	「ふるさとを誇り 仲間と共に未来を拓く 美保っ子の育成」 ～勇気をもって一歩踏み出す力を身につける～

児童数	男 290 名 女 280 名 計 570 名 (令和 5 年 5 月 1 日現在)
-----	---

◇監査の結果

【意見】「教材費会計」等の収支報告書の未作成について

「教材費会計」「名札会計」「コピー会計」「美保会会計」「特別会計」で収支報告書が未作成であった。特に「教材費会計」は、特に保護者に対し説明責任を果たすうえで重要となる会計であり、収支報告書を作成しない理由が見当たらず、作成を必要とする会計である。

【意見】精算までに長期を要している立替払いについて

「第 6 学年学級費会計」において、立替払いの精算まで約 5 か月という長期を要している事例が確認された。あまりに長期間経過後の立替払いの精算は、公費外会計とはいえ出管理の基本から逸脱しているものであり、今後の同様の取扱いは慎むべきである。このような状況を抑制するためにも、精算までの期限を明確にルールとして示すことが必要である。

内容：いずれもスーパーマーケットにおける食材等（2 件）

案件 1 立替払日：令和 5 年 11 月 5 日

精算日：令和 6 年 3 月 7 日（約 5 か月）金額 5,931 円

案件 2 立替払日：令和 5 年 10 月 29 日

精算日：令和 6 年 3 月 7 日（約 5 か月）金額 4,507 円

【指摘事項】PTA からの預かり印と預金通帳の管理について

PTA に関連する会計「育友会会計」「育友会特別会計」について、その預金口座に係る金融機関の届出印（PTA 会長印）と、それらの預金通帳とが同じ金庫に格納されていることが確認された。

その金庫は、平時において施錠されているものの、鍵は金庫の傍に置かれ、暗証番号等の入力も不要であることから、誰でも容易に開錠できる状態であった。盗難等の不正防止のため、通帳と印は別の場所に保管すべきである。また、特に印については、適正な管守者の下で厳正に管理するようにされたい。

【意見】美術台帳の登録漏れについて

美術台帳に登録された美術工芸品と、現物との突合調査を行ったところ、次のものが登載されていないことが確認された。美術工芸品の定義付けの上、台帳の整理を進められたい。

場所	種類	題名	作者	摘要
校長室	絵画	—	谷野哲二	
校長室	絵画	川畔の人	—	西尾愛治 寄贈
校長室	書画	清風徐来	三仙	
校長室	書画	千代清流—	仁堂	
校長室	特別天然記念物	菊花石	—	
職員室	絵画	不明	—	(川に家と船)
職員室	書画	—	—	

【指摘事項】薬品の区分保管について

保管庫内において、酸性とアルカリ性の薬品が同一の場所に保管されていることが確認された。仮にこれらが誤接触した場合には、有害な反応や発熱による重大な事故につながる可能性がある。反応性の高い薬品は区分して保管し、特に酸とアルカリは異なる棚や専用の保管を徹底するべきである。

面影小学校

◇学校概要

所在地	雲山 42
創立	明治 5 年 5 月 9 日 (学制発布により大杣小学校、正蓮寺小学校開校。明治 23 年 5 月 30 日に面影尋常小学校と命名)
校訓	「かしこく」「うつくしく」「たくましく」
学校教育目標	「思いやりと自治」志をもち、自分の言葉でつながり合う子の育成 ～自分・勉強・仲間・地域とのつながりをとおして～
児童数	男 198 名 女 170 名 計 368 名 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

◇監査の結果

【意見】「リサイクル会計」預金口座の未設定について

「リサイクル会計」については、預金口座を設けず、現金のみの取扱いとしている。児童等から集めた牛乳パックを回収業者へ提供することで、少額ながらも金銭に変え、折り紙を購入する等の取り組みをしている会計である。「現金出納簿」による記帳を行っていることから、訪問調査において現金実査を行ったところ、出納簿と現金有高は一致し、問題はないことが確認された。

学校は、年間取引金額が1,000円未満と少なく、その重要性から預金口座を設定しない判断を行っているが、監査の観点からは、可能な限り預金口座を設けるべきと考える。現金のみの取扱いは、その取引過程において常にリスクを有するため、公費外会計において安易にとるべき方法ではない。年間の取引金額の寡多に関係なく、例外なく預金口座を設定するのが望ましい。

【意見】精算までに長期を要している立替払いについて

「6学年会計」において、立替払いの精算まで約5か月という長期を要している事例が確認された。あまりに長期間経過後の立替払いの精算は、公費外会計とはいえ出管理の基本から逸脱しているものであり、今後の同様の取扱いは慎むべきである。このような状況を抑制するためにも、精算までの期限を明確にルールとして示すことが必要である。

内容：スーパーマーケットにおける食材等（1件）
立替払日：令和5年6月13日
精算日：令和5年11月10日（約5か月）金額2,826円

【意見】美術台帳の登録漏れについて

美術台帳に登録された美術工芸品と、現物との突合調査を行ったところ、次のものが登載されていないことが確認された。美術工芸品の定義付けの上、台帳の整理を進められたい。

場所	種類	題名	作者	摘要
階段踊場	絵画	不明	—	（蓮池）
職員室	絵画	不明	—	（富士山）

【指摘事項】PTAによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて

「PTA一般会計」で令和4年度中に支出したもののうち、次の備品が確認された。

- ・体育館キャットウォーク昇降タラップ新設（440,000円）

体育館の壁面に固定設置されたものであり、その客観的な使用目的と使用状況に照らすと、事実上PTAから学校へ寄附され、学校がその寄附を受け入れたものと認められる。本件についてはその寄附受納手続きが漏れていたため、適正に手続きを行う必要がある。

湖山小学校

◇学校概要

所在地	湖山町南一丁目 656
創立	明治6年5月3日 (小学湖山学校として創立。明治19年4月9日に湖山尋常小学校と改称)
校訓	「勤勉」「自治」「誠実」
学校教育目標	志をもち 心やさしく 最後までやりぬく子どもの育成 ～つよく やさしく たくましく～
児童数	男 226 名 女 197 名 計 423 名 (令和5年5月1日現在)

◇監査の結果

【意見】 予め金額が判明しているものの立替払いについて

「学年会計（2学年）」及び「学年会計（6学年）」において、それぞれ郵便切手料金を立替払いしていることが確認された。郵便に関する料金は日本郵便㈱から単価が公表され定められているものであり、使用数量がわかれば必要となる金額が予め計算できるため、立替払いを必要とする根拠に乏しく、支出何いの決裁後の購入を徹底すべきである。

「学年会計（2学年）」 葉書（63円×78枚）

立替払日 令和5年9月11日

「学年会計（6学年）」 切手（84円×7枚）

立替払日 令和5年12月21日

【指摘事項】 預貯金残高のチェック日について

「通帳管理簿及び現金・通帳残高チェックシート」の学校長による決算期の残高チェックが、令和6年3月21日に行われていた。公費外会計等取扱要綱では、会計年度の終了日が定められており、その終了日の10日前に行われていたことになる。確認の時点は、会計年度終了日前の任意の日に設定するのではなく、公費外会計等取扱要綱に定める年度の終了日とすべきである。

【指摘事項】 未使用ピアノの活用について

ピアノの現物台数3台に対し、ピアノ調律のために配当される調律費用の予算は2台分にとどまっている。差数1台は未調律で、ピアノを使用していなかった。

未調律につき使用されていないピアノについては、遊休財産となるため、何らかの形

で有効活用するか、不要な財産として整理するかを検討すべきである。

【意見】美術台帳の登録漏れについて

美術台帳に登録された美術工芸品と、現物との突合調査を行ったところ、次のものが登載されていないことが確認された。美術工芸品の定義付けの上、台帳の整理を進められたい。

場所	種類	題名	作者	摘要
校長室	壺	—	—	(鳥と花)
校長室	絵画	不明	—	(鶴の飛ぶ絵) S 60 文部大臣奨励賞 作品
校長室	工芸品	不明	中山勘治	(翁の彫り物)
廊下	絵画	—	T A N I N O	(山と海)

浜坂小学校

◇学校概要

所在地	浜坂一丁目 14 - 1
創立	昭和 48 年 4 月 (鳥取市浜坂 1362 にて開校)
校訓としてのめ ぎす子供像	「よく考える子ども」「思いやりのある子ども」「力いっぱいやり ぬく子ども」「からだをきたえる子ども」
学校教育目標	志をもち たくましく未来を切り拓く はまっこの育成
児童数	男 330 名 女 292 名 計 622 名 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

◇監査の結果

【意見】金庫の持ち去り防止について

現金を格納する金庫が小型であり、人が単独で容易に持ち去ることが可能なものであった。人の手で持ち去ることが困難な大型金庫の導入など、何らかの盗難防止の対策が必要である。

【意見】「教材費会計」収支報告書の未作成について

「教材費会計」で収支報告書が未作成であった。特に「教材費会計」は、保護者に対し説明責任を果たすうえで重要となる会計であり、収支報告書を作成しない理由が見当たらず、作成を必要とする会計である。

【意見】美術台帳の登録漏れについて

美術台帳に登録された美術工芸品と、現物との突合調査を行ったところ、次のものが登録されていないことが確認された。美術工芸品の定義付けの上、台帳の整理を進められたい。

場所	種類	題名	作者	摘要
校長室	書	八風吹けど動ぜず	川上尚作	
校長室	書	和顔愛語	川上尚作	
第二職員室	絵画	不明	—	山と湖の絵
第二職員室	絵画	不明	—	花木と万里の長城
1階廊下	絵画	不明	—	砂丘

【指摘事項】薬品庫の施錠について

理科準備室内の理科薬品を格納する薬品庫について、施錠はされていたものの、その鍵が金庫側面に吊るしてあり、暗証番号等も必要としないものであるため、誰でも鍵を開けられる状態であった。事実上無施錠の状態であり、管理上不適正である。薬品の盗難や不正使用、事故発生リスクを防ぐため、簡単に使用できない場所に保管するなど、薬品庫の鍵の厳重管理を徹底されたい。